

## 木村長七文書

小林延人・池田勇太  
満園勇・安原徹也  
井内智子・湯川文彦  
鈴木淳

### ○解題

#### はじめに

本稿は明治期の鉱山経営者木村長七が残した四十二通の書翰を翻刻するものである。木村長七は明治八年（一八七五）から古河市兵衛の下で鉱山経営に携わり、明治三十六年（一九〇三）に古河市兵衛が死去したのちも、古河鉱業会社・古河合名会社の役員として大正二年（一九一三）に理事長職を辞するまで三十八年あまり創業期の古河家を支えてきた人物である。その伝記は茂野吉之助編『木村長七自傳』（木村豊吉、一九三八年）として刊行され、木村長七の活躍が鉱山業の発展と古河家の発展に寄与したことが知られる。

本文書の由来についてであるが、翻刻を見て分かる通り宛名は木村松三郎宛がほとんどで、元は木村長七の兄にあたる木村松三郎家が所蔵していたものと思われる。四十二通が卷子本八巻に収められ、その保存状態も良好である。今回、現在の当該文書所蔵者である日鉄鉱業

顧問小野崎敏氏のご厚意により閲覧・検討の機会を得られた。検討の結果、先に述べた『木村長七自傳』でも利用された形跡が見られず、明治期の歴史研究に幅広く活用できる重要な一次史料と考え、全文翻刻に至った。

以下、翻刻に先立って簡単に木村長七の略歴と文書の内容を紹介したい。

#### 略歴・家譜

『木村長七自傳』によると、木村長七は嘉永五年（一八五二）五月二十二日、京都市二條通り堺町西入に五人兄弟の四男として生まれた。幼名は豊四郎。家業が両替・蠟燭販売だったこともあり、文久三年（二八六三）九月一日、井筒屋（のちの小野組）糸店に入店する。ここでは、小使やお宅番（井筒屋糸店の主人・小野助次郎の付き人）として働いたほか、明治二年（一八六九）には東京店に出張し、東京店の帳簿を一切引き受けて整理、東京横浜間を往復する日々が続いた。

小野組は幕末維新期、三井・島田と並ぶ豪商として知られ、開港後は横浜を通じて生糸交易を盛んに行い巨利を築き上げた。豊四郎（長七）はこの小野組糸店で商家経営の基礎を学んだのであった。さらに、小野組時代に当時小野組東京瀬戸物町店の幹部（元方）であった古河市兵衛と出会い、その才覚を認められることとなる。

明治三年（一八七〇）に長七と改名。その後、明治四年（一八七七）と明治五年（一八七二）に二度ほど上州へ生糸仕入方として出張し、前橋、高崎、富岡、下仁田、大間々、伊勢崎などの各市場を回って生糸を仕入れ、東京へ送るなど、精力的に活動した。

明治五年九月、小野組は群馬県為替方になると高崎に上州支店を設置し、その際長七は上州支店長に就任する。上州支店の業務としては群馬県為替方が第一、ほかに陸軍御用（小野組は陸軍省為替方）として高崎の陸軍営所の為替方、裁判の為替方、官営富岡製糸場の為替方を担当した。「當時上州支店で扱はれた為替の高は一ヶ年百八十萬圓に上つた」（『木村長七自傳』六九頁）とも言われる巨額の資金を利用して生糸・出殻繭・種紙の仕入れと東京・横浜への回送、外国への販売を行なったのである。府県為替方は県庁の預金を無利子で扱うことができたので、府県為替方の機能を帯びることによって生糸取引の規模も拡大、上州支店は大いに発展することとなった。このとき長七は齡二十一の若さであった。

順風満帆かに思われた長七の人生に転機が訪れる。それは、明治七年十一月一九日の小野組閉店である。従来、維新直後の為替方による官金取扱いについては、なんら証拠金の規定がなかった。ところが、政府は明治五年五月に一県につき一萬円の証拠金の納付を命じたのを手始めに、明治六年七月には担保として公債その他、確実な質物を徴

取することにし、同月の大蔵省第一〇八号達によってその割合は預金の三分の一または四分の一とした。さらに決定的であったのが、抵当増額令と呼ばれる明治七年一〇月二二日の大蔵省乙第十一号達で、これにより預金額と同等の担保を提供させ、その二日後の二四日、大蔵省乙第十三号達<sup>1</sup>で、追加担保の提出期限を同年一月一五日限りと定めたのであった。小野組は追加担保を支払えずに閉店を決した。

政府は勘査局を設置して破産した小野組の財産調べを行い、財産の隠蔽を防ぐため両替店・糸店一同を田所町の本店に軟禁することとした。長七は軟禁を免れるものの、連日勘査局に通い取調を受けることとなる。小野組整理がようやく終結した明治八年七月末ころ、長七は独立創業を志した古河市兵衛に従い鉾山経営の道へと新たに進むのである。

当初、古河市兵衛は生糸商売を本業とし、鉾山経営は副業であったが、明治九年冬に古河は生糸商売から撤退、鉾山経営に専念することとなる。長七は古河市兵衛の片腕として鉾山経営に尽力し、これ以後、足尾銅山の経営に携わる傍ら、古河が譲り受けた草倉銅山、幸生銅山、本山鉾山、八総銅山、九十郎畑銀山、軽井沢銀山、院内鉾山、阿仁鉾山、などといった諸山を巡回し提言なども行った。

長七が足尾鉾山所長に就任したのは明治二一年（一八八八）五月のことである。明治二一年の時点で、既に古河家の産銅量は全国産銅量の約三二％にあたる四一〇万斤にのぼり、そのうち足尾銅山の産銅量が三七八万斤を占めていた。<sup>2</sup> 足尾銅山は各部門（発電・開抗・採鉱・運搬・製煉）における技術革新と、電信電力網の整備に伴う銅線需要増加などに応じてその後も飛躍的な発展を遂げ、古河家はのちの古河財閥につながる確固とした経営地盤を築いたのであり、その意味で長

七の活躍は鉱山業の発展と古河家の発展に大いに寄与したと言えよう。

その後、明治三〇年（一八九七）五月までの九年間足尾鉱業所長として勤め上げることとなる。その間には日光足尾間の道路改修、足尾銅山間藤水力発電所の設立、ベセマ式製煉の開始、通洞完成、などの技術革新の成果もたらされ、産銅量も明治二一年の三七八万斤から明治三〇年の五三〇万斤へと拡大した。

だが、こうした生産拡大とは裏腹に、明治二三年頃から鉱毒の問題が発生し、明治三〇年五月には、足尾銅山に対してほとんど操業停止に等しい（第三回）予防工事命令が下される。こうして長七は古河本店に帰任し、翌月の六月には古河鉱業事務所設立とともに理事に就任する。

明治三六年（一九〇三）には古河市兵衛が逝去、その後を襲って二代目総長となった古河潤吉（陸奥宗光の次男で市兵衛の継嗣）も明治三八年（一九〇五）に早世するなど、古河家には不幸が続いたが、次いでアメリカ留学中の古河虎之助（当時一八歳）が古河家を相続、社長に就任すると、長七は後見人としてこれを支えた。

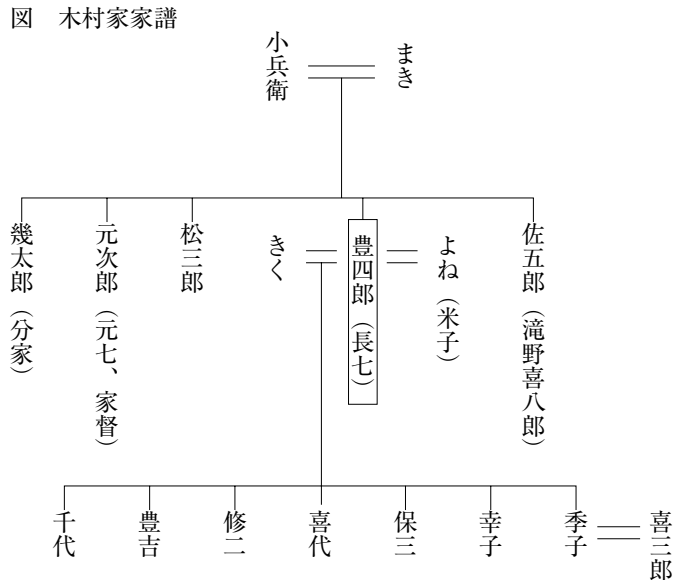
鉱山経営にとっても、明治三八年の古河鉱業会社設立、明治三九年（一九〇六）の日光電気精銅所操業開始、明治四四年（一九一〇）の古河合名会社への改組、など新規事業所の設立と組織改変がなされ、理事長としての長七の生活は多忙を極めた。

大正二年（一九一三）一二月には理事長を辞し古河合名会社を引退したものの、相談役として引き続き古河合名会社に関与した。

大正八年（一九一九）七月、長七は実業精励の功績が認められ、緑綬褒章を受章。

大正一一年（一九二二）八月二日、脳溢血のため逝去、七十一年

の人生に幕を閉じた。



書翰の内容

卷子本に収められている書翰はおおむね年代順にまとめられ、長七が足尾鉱業所長に就任する前年の明治二一年（一八八八）から晩年の大正二年（一九一三）までの書翰を含む。兄松三郎の住所は長七の生家のようにである。家業は両替・蠟燭販売であったが、松三郎は石油の販売も行っており（第二巻①）、長七との間でお互いの業務に関わるやり取りを行なっていることが知られる。もちろん、親族間で交

わした書簡のため、家経営や縁談に関するものも多く含まれる。他に特筆すべきものとして、株式や景況に関するやり取りも頻繁に見られ、経済情勢に敏感に反応していた長七の姿がうかがわれる。なお、第八巻①は長七の後妻・米子（よね）の手によるものであるが、他の長七書翰と同じ卷子本に含まれており、あえて「木村長七文書」から除外しなかった。

書翰の内容を大まかに分類すれば、以下の通りである。

### 一、鉱山経営

明治二〇年三月、長七は出張先の軽井沢鉱山から書翰を発し、銀山の大工事落成の報告を行なっている（第一巻①）。続く箇所からもわかるように、足尾鉱山所長に就任する以前は、幸生銅山、院内銅山、阿仁鉱山、そして再び軽井沢鉱山へ、というように各鉱山を目まぐるしく巡回していた。同年六月には院内鉱山に滞在中で、月々の出銀量を報告している。官業払下直後の創業期にあつて、その苦境を説明しているものの、「良山」に仕立てるといふ長七の意欲がうかがえる。また、同月には足尾製煉所にて火事があり製煉所は全焼したようであるが、「全国第一等之銅山」であるから損害はすぐに取り戻せるという旨の力強い発言も見られる。「政府之方針ニ注意シ手堅ク営業」というのが長七の信条であり、商家の生まれならではあるうか、薄利多売を心がけていた（第一巻⑥）。やや時代は下るが「人之保証人ニハ可相成丈ケ御断リ之方安全之道」という文言も長七の堅実さを示すものであろう（第三巻①）。

明治二一年四月に、古河市兵衛の甥で足尾鉱山所長の前任者である木村長兵衛が死去すると、明治二一年五月井上馨の碑表、陸奥宗光の

選文により建碑が試みられ、同月後任として長七が就任した（第一巻②④）。就任時の足尾銅山産銅量は月五五〜六万斤であった（第一巻②）。

その後、十年ほど足尾鉱山所長として勤務したのち、足尾銅山鉱毒事件を経て本社勤務に戻る。残念ながら今回の文書からは、足尾銅山鉱毒事件を含む明治二二年から同三〇年までの長七の活動を追うことはできない。

明治三八年三月には古河鉱業会社が発足し、会社形態として営業が開始された（第三巻①）。しかし、長七にとっては古河市兵衛も死去し、「旧昔之事ヲ識ル人ハ一年毎ニ相薄ラキ候」という状況の中で、古河家の行く末に対し一抹の不安を感じていた。折りしも、足尾銅山鉱毒事件を契機に、近藤陸三郎らの大学卒業者の地位が高まり、長七ら「手党派」の勢力が後退したとされる時期である<sup>5</sup>。古河市兵衛と二人三脚で創業期を支えた長七にとって、そうした孤独感は計り知れないものであつたらう。創業期から古河を後援してきた陸奥家を頼るも、現主人広吉は病気のため相談もできず（宗光は明治三〇年死去）、長七の苦境がうかがえる（第三巻①）。

明治三九年七月、日光電気精銅所を新設し、その名前の由来が述べられている（第四巻⑥）。

大正二一年二月、古河合名会社の代表社員および理事長を辞職（第六巻④）、辞職の理由は「后進者之道ヲ開ク之一点」であった（第六巻⑤）。

大正二年九月、日光精銅所に天皇行幸。その模様は、日光精銅所長鈴木恒三郎宛文書の写しとして野紙に清書されたものが松三郎にも送られている（第八巻⑤）。

## 二、資金融通

明治三十二年二月、おそらく生糸の仕入れであろうか、兄元七が上州・野州市場を出張する際、必要な金の工面を頼まれ、貸手を探したり、妻名義での松三郎への預金から融通することなどを提案している。「足尾為替金八百円」とあるのは不明であるが、金策として松三郎へ融通したものの、急遽必要となり送り返してもらおう、という意であろう（第二巻―③）。

同年三月にはかえって長七の方が松三郎に金策を願ひ出ている。三〇〇円を元七の手で托送してもらおう予定であったのが、その後の都合によりそれでは足りないということになり（第二巻―④）、結局同年四月にその三〇〇円を托送するということになっている（第二巻―⑤）。また、美術品の購入の際に、松三郎に立て替えてもらうこともあった（第二巻―④）。このように長七家と元七・松三郎家の間では資金の融通をしあっていたことがわかる。

大正三年には元次郎（元七）に対して九〇〇〇円の貸付を行なうまてになっていたが、おそらく元次郎からの返済が滞っていたのだろう、親類に対し催促もままならず利目も薄いのでどうしたものか、と松三郎に相談している（第七巻―⑤）。長七は銀行を通じて貸付を行なう方法と、松三郎と連名で貸付を行なう方法との二案を提案しており、親類間での資金の融通も額が大きくなるにつれ問題が発生しないわけではなかった。

なお、長七は東京牛込の家のほかに腰越に別宅を持っていたようで、夏には腰越で過ごすことが多かったようである（第四巻―⑤）。大正期にはその留守人の選定を行なっている（第七巻―④）。

ほかに、長七の弟にあたる木村佐五郎の滝野家相続と喜八郎への改

名や（第一巻―①）、妻きくの懐妊と季子の出産（第二巻―②③）などの報告も見える。

## 三、景況報告

当文書では長七と松三郎の間で盛んに景況に関する報告をし合っていることが判明する。

明治二〇年六月、京都市中の景況、ならびに支那鑄造銅価・住友直輸出の情報も松三郎に知らせてもらっている（第一巻―⑥）。当時、輸出依存型の日本産銅業にとって中国は最大の銅輸出国であり、中国市場での鑄造銅価は鉱山経営者にとって最大の関心事であった。

明治三〇年二月には松三郎から米況が寄せられていたことがわかる（第二巻―①）。趣旨としては足尾への納米には手出し無用であるとの忠告であろうが、松三郎から米況に関する情報を受け取っていたのは興味深い。

明治三九年四月には大阪の株式景況を知らせてくれるよう依頼しており（第三巻―②）、これは次項で述べるような長七の株式取引にとって必要な情報であった。

逆に長七からは、松三郎の油取引に関与することで東京の油相場を知らせるほか（第二巻―④）、国際的な観点から今後の日本経済についての見通しを与えるものもある。

たとえば、明治四〇年（一九〇七）一〇月には、国際的な金融逼迫の中で、中国における豊作が東洋の景気立ち直りを促すという見通しを示しながらも、「世界之好況ヲ呈シ不申候内ハ日本モ矢張同様不況ハ難免ト奉存候」と世界の景気回復がなされなければ日本の不況も免れないであろうという冷静な判断を下している（第五巻―④）。同年

一月にも、世界的な事業熱の冷却、欧米金利の引上げ、銅の暴落といった情勢を報告している（第五巻―⑤）。

また、大正二年、輸出生糸の騰貴で国内の絹織物産地では生産費が高まり絹織物業者は打撃を受け、国内株式も暴落し、国際金融も逼迫、金利上昇で不景気、という状況のなか、呉服の取引は売掛金を回収できなくなる可能性があるので充分注意するよう助言もしている（第八巻―②）。

#### 四、株式

明治三十九年二月頃、大阪商船の株を二九円で五〇株ほど購入していたようであり（第三巻―③）、同年四月大阪商船株のさらなる買増を企図していたが、相場が上昇し、予算もつかなくなり差し控えた。その後も大阪商船株が下落した際には買い入れる予定であったので、大阪の株式景況を知らせてくれるよう松三郎に依頼するとともに、大阪株式取引所の新株や鉄道国有化の影響にも気を配っている（第三巻―②）。

同年六月、大阪商船株一〇〇株を松三郎立替の上購入（第四巻―①）、立替分はすぐに松三郎の口座へ入金（第四巻―②）、長七へ名義換えを行い無事に落手している（第四巻―③）。

明治四〇年には、欧米諸国が悲況を呈する一方で、日本の株式相場は上昇、「目下ハ拵金アレハ買置之時代」として株式購入の絶好期と捉えていた。ただし、国際的な不況に巻き込まれることを見通して、利回りに基づく株式選好も示している。すなわち、日本郵船株のような倒産や暴落の恐れのない堅実な株式は利回りのよいものを、逆に紡績株のような好不況で高下する株式は利回りではなく景況に応じて購

入すべきと考えていた（第五巻―⑤）。

大正三年に株式大暴落（第七巻―①）、大正三年六月秋田噴油で日本石油株が騰貴（第七巻―③）したことなども知られる。

#### 五、縁談

兄弟間での書翰のやり取りということもあって、縁談に関する記事も散見される。

明治三二年、長七は永松銅山所長青山金彌の甥養子探しを頼まれ（第二巻―②）、林秀次郎を候補に挙げ、松三郎に仲介を頼んでいる（第二巻―③）。

長七の四女・季子の婚約者である木村喜三郎が、明治三八年に中学校を卒業（第三巻―①）、神戸商業と山口高等商業を受験する際も、しきりに気を付けている様子がかがえる（第三巻―②④）。この季子は長七が四七歳のときに生まれた子であり、溺愛していたのである。季子を喜三郎のいる神戸に旅立たせようとしているが、「其意思ヲ斟酌候事ハ当然之事」として本人の意思を尊重する親心も見える（第三巻―①）。

明治三十九年六月は長女千代子と吉村信二（のちに古河合名会社理事）との結婚が決まり（第四巻―①）、明治四〇年八月には出産の報告もしている。（第五巻―①）

#### 六、石油

木村松三郎は木村家の家業を手伝うかわら石油販売を行なっていた模様であり、石油に関する記事が多く含まれる。

明治二一年五月、松三郎から秋田における鉱油の借区許可の状況に

関する問い合わせがあり（第一巻―②）、それをうけて長七は鉾区の状態を教えている（第一巻―⑤）。

明治三十二年二月には、「競争的購入の方針」という足尾鉾山での石油購入の方針を洩らし、石油価格に関して安値を保つよう促している（第二巻―①）。翌三月には、東京の油相場を知らせるとともに（第二巻―④）、足尾鉾山所長の交代（木村長七↓近藤陸三郎）に伴い、足尾銅山での油取引が現金取引から延取引に変更したので注意を喚起している（第二巻―⑤）。

明治四〇年、「北越石油之引受」とあり（第五巻―⑤）、松三郎が北越石油会社の経営にも関与していたことがうかがえる。<sup>7</sup>

大正三年六月には、日本石油会社秋田五号井の出油高が一万石に達することを報告する。これによる日本石油株の大暴騰を報じながら（第七巻―①）、日本石油株騰貴に対して長七は、噴油したとしても精製には時間がかかるなどの事情もあるので、その将来性についての判断は遅らせるべきと冷静に対処したようである（第七巻―③）。

## 七、美術品

長七は美術品に関する造詣も深く、多くの作品を購入している。たとえば、田能村直入の掛軸・梅の図（第二巻―①④）、王侯子の屏風（第二巻―①②④⑤）、鈴木松年の日之出之図（第二巻―④）、鈴木松年の屏風用の絵画（第四巻―⑥、第五巻―④）、石燈籠（第二巻―④⑤、第五巻―④、第六巻―①②③④、第七巻―①）、富士山の掛軸（第二巻―⑤）などが書翰中にも見られる。

また、大正三年に古河合名会社理事長・近藤隆三郎への新築記念として祝い物を送る計画を立てた際も、竹内栖鳳か山元春拳の絵画を候

補にあげ（第七巻―①）、値段など吟味の上、結局、山元春拳に願ひ出ることにした（第七巻―②③）。

いずれも美術品の取引や選定について松三郎の助力を仰いでいて興味深い。

## 八、その他

明治三十三年三月、本郷大火の際には同僚の青山七三郎<sup>8</sup>の自宅を心配している（第二巻―④）。明治三十一年四月、豊臣秀吉の三〇〇年忌に結成された豊国会や、奠都三〇年祭で賑わっていた京都や上野の様子が想像できる（第二巻―⑤）。

また、台風被害に関しては、明治四〇年八月の暴風雨・大洪水（第五巻―①②）、大正二年八月の暴風雨（第八巻―④）などが見られる。

## おわりに

以上、簡単に木村長七の略歴・家譜と本文書の内容を見てきたが、長七の日本鉾山業の発展に果した影響は容易に看取されよう。残念ながら、本文書は明治一九年以前のもものと明治二二年から明治三〇年までのものを欠いており、小野組時代の活躍や足尾銅山鉾毒問題への長七の対応などはいかがうことができなない。また、長七の兄・松三郎への書翰であるという制約から、家政に関する記事が多く、鉾山経営については補助的に述べられているに過ぎない。しかし、それらは必ずしも本文書の意義を損なうものではなく、逆に松三郎や元七との情報交流や資金融通を通じて、それらに支えられながら明治・大正期の実

業界を歩んできた長七の姿が浮き彫りになったように思う。

末尾ながら貴重な史料を提供された小野崎敏氏に感謝の意を表したい。

〔付記〕

本改題の執筆は小林が担当した、これは平成十七年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の成果の一部である。

註

1 宮本又次『小野組の研究』第四卷（新生社、一九七〇年）六七八—七九頁。

2 『創業百年史』（古河鋳業株式会社、一九七六年）七六頁。

3 前掲『創業百年史』八二頁。

4 実際の造立は翌明治二二年四月で、書は日下部鳴鶴、銅碑の鑄造は小幡長五郎によるものであった（茂野吉之助『木村長兵衛傳』木村幸次郎、一九三七年）一〇九—一一四頁。

5 村上安正『足尾銅山史』（随想舎、二〇〇六年）二〇一頁。なお、本書は足尾銅山の「総合史」的な把握を試みたもので、近世期から閉山にいたるまでの足尾銅山における技術革新や労資関係、そして社会環境整備の内容についても詳述している。

6 武田晴人『日本産銅業史』（東京大学出版会、一九八七年）六六頁。

7 北越石油会社は、明治三四・三七・四一年の三度に渡り宝田石油によって買収・合同されており（小野強編『北越石油業発達史』文献出版、一九七六年、初版は一九〇九年、二七五—七八頁）、松三

郎は何らかの形でこれに関与していたことが推察される。

8 青山氏は古河家の創業期に二等支配人を勤めた（前掲『創業百年史』七三六頁）。

○翻刻

凡例

・番号は巻毎に貼り込まれている順に附した。  
・「」内は翻刻者による注記である。

【第一卷】

①明治二〇年三月二日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都二条通り堺町

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

岩代国大沼郡

軽井沢銀山出張

三月十一日発 木村長七

〔二重丸印〕京都 二〇・三・一七・り

軽井沢 岩代・三・一一・い

拜啓春寒之候益御清昌欣賀之至奉存候。二二小生儀二月廿五日東京出發、廿八日当山へ無事着致候間、御放慮被下度候。扱其後ハ意外御無



音失敬之段、平に御免可被下候。

一、当銀山大工事も昨年中落成済、本年一月ヨリ実業ニ着手、都テ無差支操業候間、御安心被下度候。併利益之点ニハ未參候へ共、前半季ニ操業候ハ、都テ都合克可相成候間、後半季ヨリ利算之積リナリ。

依テ一兩日中ニ出発、羽前ノ幸生銅山ヲ経テ羽後ノ院内銅山ニ一ヶ月位も滞在、夫ヨリ同国阿仁鉱山へ參リ、五月之末六月之始メニハ又々当山へ戻リ、一兩月在山之上帰京、左候ハ、八月末歟九月始ニ可相成積リニ御座候。帰京後父「古河市兵衛カ、第二卷—②参照」ニハ直クト各山巡廻之手筈ニテ、小生ハ留主候積ニ候間、此段御内含迄為御知申上候。当時当山杯ハ三尺以上積雪ニテ日々降雪候へ共、例年之半高位極メテ薄雪之為メ凌安ク候へ共、壹兩日中ニ出足、道中ハ嘸困難ト被考申候。御笑察被下度候。林氏一家無事相凌被居候間、御安心被下度候。

二月中瀧野佐五郎氏ヨリ御懇書被下、喜八郎様ト御名替、家督御相統相整候旨、并ニ当節柄商業筋ニ付意見もアラハ通知候様御申越之御返事ハ勿論、御祝も可申上、失敬延引之罪ハ平ニ御海容被下度。何れ胸中之透有之候節、御祝并ニ愚意もアラハ可申上候間、乍憚宜敷御伝へ被下度、此段御依頼申上候。

一、岡崎伯父様并二元七兄衆へ宜敷御伝声給度候。  
右之段御無音御詫旁為御知迄如此ニ御座候、頓首。

三月十一日 木村長七

木村松三郎様

尚々乍末筆、賢婦様方々へ宜敷御伝へ奉願候也。

②明治二十一年五月二八日 木村元七・松三郎・滝野喜八郎宛木村長七

### 書翰

〔封筒裏〕

京都二条堺町西江入

木村松三郎様

平信

〔封筒裏〕

栃木県足尾銅山

木村長七

封第五月廿八日発

〔二重丸印〕下野 足尾 五・二九

京都 一一・六・二

拜啓各位御揃益御機嫌能奉大賀候。陳者貴地十八日付御預書難有拜読仕候処、岡崎御一統御帰村之後、故「木村」長兵衛君御本葬式御營之顛末詳細為御知被下、難有奉謝候。故同君之御名譽無此上御事ト奉存候。就テハ右御取扱ニ付万事三君へ御依頼、諸事整頓相済候旨、長右衛門「木村、古河市兵衛の兄」様より委細被申越、且ツ御厚謝致呉候様申參候。小生ヨリも深ク奉鳴謝候。当所は追テ墓石ヲ相設ケ候外ニ豫テ御承了ノ銅碑ヲ足尾宿ノ好場所へ建設シ、普ク故長兵衛君之遺功ヲ表シ可申積リニテ、各鑛山役員中ヨリ義捐ヲ募リ右銅碑之費ヲ相補可申。碑表ハ井上「馨」公、撰文ハ陸奥「宗光」公使、書ハ巖谷「龍太郎カ」君之手筈ニ御座候。追テ建設済之上ハ真写ヲ取り可差上積ニ御座候。

一、当山之模様ハ別段相替リ不申、本月之出銅は五拾五六万斤ニは可相成候間、御安心被下度候、併御他言被下間敷候。

一、秋田地方礦油取調一条、御依頼之通早速申遣し候間、実地取調返

事了り次第御通知可申上候。右不取敢貴報旁御手数ヲ謝詞申上度、如此御座候。頓首。

五月廿八日 同長七

木村兄元七様

同 兄松三郎様

滝野喜八郎様

尚々事務取紛居、甚乱筆ハ宜御推読被下度候也。

③明治二十一年六月二八日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

西京二条通堺町

木村松三郎様 要信

〔二重丸印〕足尾 六・二八

〔封筒裏〕

栃木県足尾銅山

木村長七

封六月廿八日発

〔二重丸印〕京都 二一・七・二一・八

拝啓御地十日御預書順達拝読仕候処、益御清適奉恭賀候。楮御別后之順序に細々為御知被下辱奉存候。横浜ヨリ御乗船之節は大勢ニテ一入御世話相成候義ト難有御礼申上候。

一、父并ニ村松町小生等へ結構ナル御品御恵送被下千萬奉謝候。小生

へ御遣し之品ハ先日相届候間、御安心被下度候。

一、岡崎おつた様之義御氣之毒ニ奉存候、御序て之節長右衛門様へ宜

敷御悔被下度候。

一、木部氏家内去ル十五日無事着山相成候間、御安心被下度候。

一、岩垣氏昇級之義、御祝被下辱奉存候。同氏義大ニ勉強ニ候間、

追々御尽力長ク御在勤之内ニハ必ス身立可相成哉ニ奉存候。其他も

精々引立可申心得ニ御座候。

一、愚妻子も先日登山、無事在宅申居候間、御安心被下度候。

一、本日岡崎様へ煉化焼方職工八九名御雇入方申上候。此話ハ疾ニ御

承知（割注）「岡崎様より」之処、御混雜之為メ御忘レ相成候義ト

奉存候。右職工雇方六ヶ敷候坎又は早速御雇入可相成哉、早々御返

事被下度。当山ハ差急キ居候間、此段乍御厄介奉願候。右御返事旁

御願迄取急乱筆御推読被下度候。草々頓首。

六月廿八日 同長七

木村兄松三郎様

尚々元七様・佐五郎様へ宜敷御伝へ被下度奉願候也。

④明治二十一年五月一五日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔二重丸印〕足尾、下野、五、一六、い

〔封筒裏〕

栃木県足尾銅山

木村長七

封五月十五日夜発

〔二重丸印〕 足尾、下野、五、一六、い

〔二重丸印〕 京都二、五、二〇、ハ

拜啓 陳ハ先月末は意外之事件差起り、染々各兄弟ニ御話も可仕場合無之甚残念千万、且失敬ニ互り候段ハ幾重ニも御許容被下度。殊ニ当山迄御来光被下小弟之面目ニも相成、難有奉多謝候。御留主中は嗟カシ御不都合ト奉察候。御別后は東京ニ一両日御滞在御帰京被遊候義ト奉存候。扱長兵衛君葬式之義ハ東京へ御骨納、京都ニテ御本葬式御営之由ニ昨夜報知有之、長兵衛様・蔵瀧様之御一行八十日ニ御帰京之由、無御恙御安着ト奉存候。猶百事宜敷御取成被下度候。扱入山之節は兎角多事取紛乍思失敬御免被下度候。其後先以不都合ナク諸事整理候間、御安心被下度候。

五月十五日

長七拜

木村松三郎様

尚々貴兄弟始御一同へ宜敷御伝へ給度候也。

⑤明治二十一年六月二十九日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

西京二条通堺町

木村松三郎様

要信

〔二重丸印〕 足尾、下野、六、二九、ろ

〔封筒裏〕

六月廿九日発

栃木県下野国上都賀郡足尾銅山

木村長七

〔二重丸印〕 京都、一一、七、三、ロ

拜啓、陳ハ予テ御依頼有之候秋田県下磯油之儀ニ付、同県土崎港菅礼治ト申方へ聞合候処、別紙之通り報知有之。且ッ院内鉱山へ聞合候処、此程本県勸業課官員面会相伺候ニ、右鉱油大坂人ニ借区許可相成居候へ共、確タル目途ニハ不至、全ク試行中ニ候旨云々。

右之通ニ候間、乍延引此段御回報申上候也。

六月廿九日 木村長七

〔罫紙に別筆〕

石油会社云々御照会ニ付、其向聞合漸本日少シク相分り左ニ申上候、

一、南秋田郡借区許可ヲ得候ヶ処

泉 濁川

浦山 黒川

右四ヶ処

一、湧出石油大坂表ヨリ器械取寄専ラ製品スル見込ニ候得共、未タ不準備ニテ試験釜ヲ用ズ。

一、泉村ノ如ク一日三石モ湧出見込ナレト、器械未タ不準備ノ為ニ釣瓶ニテ汲ミ揚ケ居リ。尤モ、製品土崎ニテ式斗壹円八拾錢ニ少々売却試候由。

一、地処買入ハ有無確然セズ不明瞭。

一、土崎下酒田町ニ本社出張所設置アリ。

一、器械用油製造スルヲ目的ナレト、前書ノ不準備ニ付未タ器械製造  
実行セズ。

一、能代産ノ石山孝藏氏大坂表へ出張中ニ付、同氏帰湊次第改良ヲ加  
へ器械等用着手スルノ見込之由。

右御通奉申上候也。

六月

⑥明治二〇年六月一七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都府二条通り

高倉東へ

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

羽後国雄勝郡院内鉦山事務所

六月十七日発 木村長七

〔二重丸印〕京都、二〇・六・二二・リ

院内 羽後雄勝六・一七

拝啓、梅雨之気節為御揃益御清適奉慶賀候。二ニ小生無異候間、御安心被下度候。陳ハ貴地五月十日御発状輕井沢銀山ヲ経テ郵達、同廿五日  
はかき御状共難有拝見仕候。丁度阿仁鉦山へ出張中御返事乍延引左

二申上候。

一、足尾製煉所野火之延焼ニテ終ニ該所不残焼災ニ付、夕出張之義共御伝声之通り也。実ニ非常之災害ニ御座候。乍併全国第一等之銅山ニ付、其損害ハ僅カ之内ニテ取戻シ可相成、目下旧ニ復シ候程ニ相成、出銅もスン／＼出方山況も宜敷旁御安心被下度候。

一、於ふじ殿御子息并ニ於常殿共貴地遊覧五月十六日出足被致候由、於岩殿ハ見送リトシテ東海道御帰京之由、其節ハ御世話相成候義卜奉多謝候。

一、故幾太郎氏跡相統人トシテ東洞院御地下ル町森田茂三郎次男忠吉ナル人御貴請、四月六日親類方へ御披露、伯父喜左衛門氏も同席被下候由拜承、御同悦奉申上候。

一、京都市中景況トシテ諸商会其他之御模様詳細為御知被下、御地に在留之思イ之如ク大ニ心得相成千万難有御礼申上候。兎角京都人民ハ物之跡廻リトナリ云々其気味アリ御尤様ニ奉存候。

第一肝要ハ、政府之方針ニ注意シ手堅ク營業可相成ヲ発願第一ト奉存候。人々皆此点ニ注目候義ニ付、何テも勉強シテ早く発願之人ハ則利口発明トモ可申、暮シ向之經濟ハ小事也、利ハ薄クトモ營業ヲ大ニ手堅ク取行、小ヲ積テ利薄ヲ大ニ可致事肝要ト奉存候。

一、支那鑄造銅価之義ニ付、住友氏直輸云々新聞紙ヨリ御取扱書迄御加入被下、難有奉謝候。当家ヨリモ清国公使館へ約定売渡シ有之候。大國之義ニ付上々得意ニ仕度、第一は信用ニ付年ヲ経テ益々売渡可相成候。

一、江州疎水大工事之模様、為御知被下難有奉存候。右落成之上ハ御地之便利は一層宜敷可相成、随テ商業も是迄ヨリハ盛トナル土地ニ可向ト相考候。右落成迄ニ種々利益之考も有之候半、落成後ハ則跡

廻リニ候半、山師根上「根性」ニハ無之候へ共、手堅キ利益筋永続可致考も候半歟ニ奉存候。尤実地ニ不臨テハ考も作り不申、御良考可然ト奉存候。

一、当山ハ先日為御通知申上候通り出銀八月々百拾式三貫目ツ、ニテ、内金分僅カ相含候為メ、尅匆ニ付金十六錢余ニ大藏省へ相納メ候。末夕創業之如クニ付経費ハ多ク候へ共、多少利益モ有之、且是ヨリハ良山ニ任逐ケ利益も多ク採取候様取尽し中ニ御座候。旁取紛御無沙汰ハ御免シ被下度候。乍憚賢兄元七様・佐五郎様へも宜敷御伝声之程奉願候。

右之段、御回報旁申上度如此御座候。草々謹言。

六月十七日 同長七

木村賢兄松三郎様

## 【第二卷】

①明治三一年「力」二月二日 木村松三郎宛木村長七書翰

### 〔封筒表〕

京都市二条堺町西江入

木村松三郎様

親展

### 〔封筒裏〕

東京神田駿河台袋町十二番地

木村長七

### 〔丸一印〕

拜啓、去ル廿四日出尊翰辱拜見仕候所、足尾御送油一条ニ付詳細御回答ニ預リ委細拜承大ニ安心仕候。該山ヨリ何等之通知無之場合ハ御見込之通り先例ニ依リ月々三車宛御送油可被下旨御尤ニ奉存候。他之倉庫品トハ違ヒ工用品ニ御座候間左様変更ハ不致歟。且小弟之意気ヲシテ近藤ニ於テモ相量ル事共可有之様相覚へ候間、幾分気丈之辺モ可有之ト奉存候。大体競争の購入之方針ナレハ仮令総長「古河市兵衛」之命ニ依リ岡崎様より送油相成候共、特別高価ニ買入又ハ品質之相劣り候共取引候事ハ万々有之間敷候。且ツ此程東京之山田新兵衛へ少々油之買入申付候趣ナレハ彼是双方（割注）「貴兄・岡崎・山田之三方ナリ」直段之比較ヲ取ル考ヨリ注文セシモノト被考候。依テ是迄之御経験ニ依リ他ヨリ安価ニ御送油相成候ハ、是迄之通り永久之御取引ハ相整可申ト奉存候。尤此場合之御掛引肝要ニ御座候間御注意專一ニ奉存候。就テハ岡崎様之買先ヨリ取入之直段等常ニ充分御探リ同所様ヨリ安価ナレハ貴兄様之信用ハ益々広ク小弟之正直心も相顯レ可申候間、呉々御注意之程奉願候。

一、米況ニ付御詳報被下難有奉存候、足尾納米ニ付利益可有之云々御尤ニ奉存候へ共、此利益ハ岡崎様之商益ト相成候時者油之方氣薄ニ可相成ト奉存候間、納米ニ関シテハ一切御手出シ無之様致度奉存候。此納米ハ永久之策ニハ無之野州ハ相当之出来之土地ニ不拘他ヨリ買入候事足尾之利益ニ無之候間、自然後日ハ種々新規之手ヲ相好ミ仕舞ハ仕損シ可申ト甚々小弟ハ氣支居候へ共、今ハ氣配之取据ニ重キヲ置候間、其候ニ致居候へ共追テハ又々改正可致ト奉存候。

一、当地金融上ニ付御承知貴方之御見込仰被下辱奉存候、本店ハ各鉱山之産出物差支運搬不相成候為メ、二三両月ハ大ニ切迫之時機ニ御座候間、高倉様之御上京被下候共御依頼ニ応シ兼候場合有之候ニ付

甚々心痛之至ニ奉存候。且ツ野村氏ヨリ承り候所貴兄様ニ於テ此際  
足尾へ御登山云々之義拜承仕候へ共、時機ニ適シ不申奉存候。其時  
機ハ則彼是之方ニヨリ送油之御競争ニ而勝ヲ製「制」セラレ候場合  
ニ於テ直入先生之掛物等土産トシテ御登山相成候ハ、大ニ好都合ト  
奉存候。只々秘密ニ此事ヲ申上候間御他言ハ決シテ無之様奉願候。  
一、王候子之屏風ハ此程新橋へ着之由申来り、其後雪降り道路悪ク旁  
之送り届延引ニ付、明日ニも催促可仕候、其上猶可申上候。

一、京雲之方ハ直入先生へ認メ方御依頼被下候由辱奉存候。  
先ハ不取敢乱筆ヲ以貴答申上候度宜敷御推覧之程奉願候。草々頓首。

二月二日 弟長七

兄松三郎様

②明治三一年二月一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田駿河台袋町十二番地

木村長七

二月十一日發

〔丸一印〕 山城京都卅一年二月十二日

拜啓、五日付御状難有拜見仕候処、兄元七様之義ニ付詳細仰被下御尤  
ニ奉存候。過日突然御上京ニ付御心意ヲ察シ兎ニ角父へ情願トシテ瀬

戸物町「古河市兵衛私宅所在地」へ兩人罷出相願候へ共、急テ申上候  
通り思考ト相違セズ、昨今之金融上中々相許シ不申、時機之至ル迄ハ  
不得止奉存候。依之觀レハ貴意之如キ方針ヲ採用スル外無之ニ付、其  
旨小弟ヨリモ申入候所、弥三良之關係上少數御迷惑之辺も御座候へ共  
致方無之奉存候。先ツ兎ニ角八王子之模様一見之為メ一昨日出張相成  
申候間、帰京相成候ハ、其模様モ相訳リ御相談可申上ト奉存候。殊ニ  
寄弥三良も昨今上京ト奉存候。

一、王候子之屏風ハ弊方之都合有之候間、御出荷一時御見合被下度奉  
願候。実ハ間狭之為メ置場ニ差支旁以之故ニ御座候。

一、愚妻儀懐妊中之處、昨日午前二時前女子分娩、母子共至テ健全ニ  
御座候間、御休意被成下度奉願候。

一、小子家屋之儀今日買求之示談行届約定相整候間、愚妻産後三十日  
間位も経過之上引越可申予定ニ御座候間、乍憚申上度候。

先ハ拜答旁申上度候。草々敬具。

二月十一日 弟長七

兄松三郎様

尚々、永松銅山所長青山金彌氏掣養子之儀ニ付彼是依頼ヲ受、心当り  
相探り候へ共適當之者見当り不申、娘ハ本年廿才ニシテ子供ハ真二老  
人之外無之ニ付、何分ニも早く取結度望ニ御座候。就テハ林氏之二男  
秀次郎ハ先方ニ於テモ稍承知ナレ者同人ニテハ如何哉。此程中ヨリ当  
地滞在之青山七三郎氏ニ計リ永松へ申遣シ候処懇望之赴ニ有之候。依  
テ京倉之栄次郎氏へ目下聞合中ニ御座候。自然貴兄へ御相談之書面も  
参り候半坎ニ奉存候。可相成ハ養子トシテ之縁談相整候様致度奉存候。  
御見込如何候哉。御尽力之程奉願候。

③明治三十一年「力」二月一七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京麹町区八重洲町一ノ一

古河鋳業事務所ニ於テ

木村長七

二月十七日發

〔丸一印〕二月十八日

拜啓、十三日付玉章難有拜見仕候所、愚妻安産ニ付御喜悅被下難有奉存候。其後之肥立大ニ健ニ御座候間御休意被下度候。且一子御葉交可被下云々難有奉存候。何レ一考御面謁ニ相語り可申上候。

次ニ足尾為替金八百円之分ハ貴着次第当地へ御送付之儀、兄元七氏へ相伝へ置候。同兄も昨日八王子ヨリ御帰京、同所之仕入向ハ好都合ナレは御同悦ニ奉存候。就テハ是より上州桐生・伊勢崎、野州足利市場ニ出張可被成都合ニ御座候。然ル所小生へ御依頼之金策ハ先日申上候通り到底難出来ニ付、別ニ小生より他ニ金策申遣シ置候方ヨリ未タ回答無之ニ付或ハ六ヶ敷奉存候。若シ推察之通ナレハ愚妻名義ヲ以尊兄へ御預ケ申上候金子用立申度奉存候。尊兄金融上之御都合モ万々被為在候儀ニ付一応御尋申上候。若シ御融通相叶候ハ、元七兄之幸甚不過之奉存候。否哉至急御一報被下度奉願候。

一、林秀次郎氏、青山金彌氏俸養子一条ニ付御賛成被下辱奉存候。目

下菊次郎父ヨリ秀次郎氏へ照会中ニ付本人ハ如何之回答候哉日々相待居申候。可相成ハ尊兄より本人へ一書御遣シ被下度奉願候。

先ハ御依頼迄如此ニ御座候。草々頓首。

二月十七日 長七拜

兄松三郎様

尚々、愚妻ヨリ宜敷申出候。

④明治三十一年「力」三月二八日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田駿河台北甲賀町十六番地

木村長七

〔丸一印〕

拜啓、去ル廿五日付玉章辱拜見仕候処、益御清福奉敬賀候。陳ハ金三百円ハ元七君御東上之節御托送可被下旨難有奉存候。其後之都合ハ到底三百円ニテ間ニ合不申候間、猶篤ト思考申上候迄ハ御托送之義御見合之程奉願候。

鈴木松年日之出之図代価十式円位之由、二階床ニ被掛候ハ、申受度、若シ長過キ候トキハ御見合被下度候。外ニ連山回水之画表装ナシ、式枚折屏風六葉張交之分最上等ニ付御買入可相成旨拜承、当分小弟ニ於テハ會計上相許シ不申候間、御買求ハ御差控之程奉願候。

石燈籠之件ニ付図面込御加封被下、其代価八百五十円位も相掛り可申旨拜承、種々御手数掛上ケ奉謝候。何之道御願申上度候へ共會計上之都合有之候間、当分御見合被下度奉願候。

本郷大火ニ付、青七氏へ御見舞之御書面御差出シニ付町名御聞合之所、同氏ハ遠方ニ相当り却テ実沢氏之方風下ニ相当り取片付候位ニ有之候へ共、無難ニ御座候間御安心被下度候。併シ乍序青山七三郎氏之町名ハ左之通り、

本郷丸山福山町二番地

ニ御座候間御參考迄ニ申上候。

足尾三ヶ月渡現今支払ニ相成候トキハ御損失相立可申ニ付、支払日限之方針御聞合之旨御尤ニ奉存候。且目下ハ東京之方油相庭下直ニ付其旨御注意御申込被下候由、倉庫掛ハ如何之取計候哉掛念之事ニ奉存候。本店へハ未タ油之注文ハ差出シ(割注)「足尾ヨリ差出シ不申候」ハ無之候。且水入之油并ニ蠟燭之抜荷有之候赴御氣之毒ニ奉存候。一昨日日光之宇野正治氏出京之際嚴重ニ取締方申聞置候。又候葉原之掛念モ有之候間是其掛へ申付置候間、左様御承了之程奉願候。小生之思考上何之鉄道共荷扱ハ甚タ不深切千万ニ御座候間、其積ニテ充分御注意被下度、且ツ金子政七氏へ尊兄ヨリ一応注意方御依頼書御差出し可然ト奉存候。

御立替金別紙御加封被下正ニ落手仕候。合金六十三円七十八銭之内、七円四十銭之直入先生梅之図表裝御取替、象牙軸箱代之分ハ足尾事務所之用品ニ御座候間戸田氏へ其旨御通知之程奉願候。若シモ彼是面倒之返事ニ御座候ハ、小弟ヨリ御支払可申上候間、左様御承引奉願候。屏風一双之表装ハ小弟へ御祝へ可被下旨誠ニ難有御厚礼申上候。御辞退不申上頂戴可仕候。此屏風ハ此程無事着未タ拝覽不仕追テ可申上候。

弥三郎氏之義去ル廿四日ヨリ元七兄店ニ精勤之事ニ相成御面会之處、人物相応之由大ニ安心、何卒同家之御繁昌偏ニ切望之至ニ不堪候。先ハ拝報旁申上度如此ニ御座候。草々頓首。

三月廿八日 長七拜

兄松三郎様

⑤明治三十一年三月一七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田駿河台北甲賀町十六番地

木村長七

〔丸一印〕明治三十一年

拜啓、春暖相催候処、為御揃益御清福敬賀之至ニ奉存候。拜別之後無御恙御帰宅之旨早速御報被下大ニ安心仕候。同時ニ御挨拶之書面呈上可申上筈之所、移転後彼是取紛御不礼御許容被成下度候。然二十五日御紙面ヲ以御叮嚀之御謝辭ニ預リ甚恐縮千万、甚御粗末ニ相涉リ候段幾重ニも御詫申上候。先ツ今回之御東行ハ百事好都合ニ相運御同慶ニ奉存候。

一、近藤「陸三郎」所長ハ明日帰山之手筈ニシテ、現金取引之方針ヲ換へ延取引之方法ニ可相成ニ就テハ油之御取引ハ必ス継続可相成ト相信シ申候間、其御積ニテ御掛引可然ト奉存候。右商内之継続相成



候上ハ渡金は者随分日延之御覚悟ヲ以御取引被施度奉存候。尤表面

ニハ相顕レ不申候ニ付時々山元へ御通信其模様御探知好御都合ニ御商内相成候様奉祈入候。但シ本文ハ内密申上候次第ナレハ他ニ相洩レ不申候様奉願候。

一、石燈籠之義御手数奉謝候、表面ニ記シアル処小弟ニ於テモ思出シ、此者ニ有之随分恰好之善キモノト見込候ハ如何候哉、代価御分り相成候ハ、為御知奉願候。尤差急キ不申候。

一、富士之掛物ハ仰之通り可然御見繕ヒ御送付之程奉希候、玉章之表飾ハ既ニ御出来之由幸便ニ御差出シ被下度、御惠贈被下候屏風ハ出荷被下候由難有御礼奉申上候。到着次第御一報可仕候。直入先生へ屏風之書御依頼被下候赴、呉春之軸物表装切地御見繕ヒ可被下旨難有奉存候。且三百円之一条ハ来月始ニテ宜敷元七兄御上京御持參被下度候。若シ御延引ニテ小生之都合不宜候ハ、早々可申上候、其節ハ為替御取組奉願候。

一、元七兄君之弥三郎氏ニ関スル件ハ未夕取極メニ不相成候由変心之事ニハ無御座候哉、御商内ハ何分ニも御都合能御進行奉祈入候。忒千金之義ハ強テ御申入被下間敷候。小弟モ乍不及精々御助勢申上度所存ニ有之候。御両兄之御立替金ハ御手透次第御申送り奉願候。

一、来月ハ貴地ニ於テ豊国会之候由、開花之時節柄御參会仕度奉存候。併シ今日之模様ニ因リ候ハ、上半季中出向ハ無寛束歟ニ奉存候。当地も奠都三十年祭四月十日頃上野ニ於テ開会、聖上陛下之御臨幸ヲ奉仰候様運動中丁度上野桜花之真最中頃ト奉存候。御両兄ニ於テ御操合御上京奉祈入候。

先ハ不取敢拜謝旁乱筆乍失礼申上度候。草々敬具。

三月十七日 弟長七

兄松三郎様

【第三卷】

①明治三八年四月一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田北甲賀町一六

木村長七

四月十一日

〔櫛型印〕四月十二日

拜啓貴方四月九日御発書辱拜見、時下好氣候候処、為御揃益健勝敬賀之至ニ奉存候。随テ貴報旁左ニ申上度。

一、本月一日ヨリ会社組織ニ因リ営業開始、去ル五日ハ故総長「古河市兵衛」之三周忌無事相済、各山所長も昨日ニテ一同帰山致候。右二事之為メ彼是多忙相極メ甚々御疎遠申訳ケ無之、営業上も先ツ好都合ニ進行候間、乍憚御休意被下度候。

喜三郎氏客月廿八日中学校卒業相成候由、御同慶ニ奉存候。本月廿一日神戸商業学校之試験ニ及第相成候事ヲ祈処ニ有之候。及第相成次第御一報被下候ハ、予テ申上候通り教師方へ止宿其他ニ関シ、便宜可相成丈ケハ懇意之者ヨリ取運ヒ可申候。

季子之儀兼テ申上候通り十日前後ニハ発足之心得ニ候処、前書之通

り甚タ多忙之為メ延引申訳ケ無之候。愈々来ル十五日或ハ十六日ニ

家内同道出立之積ニ有之候間、其際ハ電報ヲ以テ可申上候。大概十

五日正午十二時半之神戸直行ニ乗込静岡ニ一泊候歟、又ハ同日午後

一時五十分之静岡行ニ乗車候手筈ニ有之候間、静岡迄御出向被下候

ハ、難有仕合ニ奉存候。何レ十四日ニ電信ヲ以其辺確ト可申上候。

一、同人ハ未タ幼稚之者ナレハ、無理ニ得心為致候事ハ不本意ナレハ、

何トナク召連候手筈ナレ共、貴地ニ至リ東京ニ帰ル、扨ト申唱ヘ

候トキハ御迷惑ニも相成、家内モ甚ニ心配致シ可申ニ付、彼是思案

之末試ニ本人ニ対シ、貴地ニ参ル事ヲ申聞候処、案外ニも大ニ打悦

ヒ、出立之日ヲ催促候位ニテ、小弟も大ニ安心仕候次第ニ御座候。

昔トハ違ヒ小兒ト雖モ無理押スニハ不相成、可相成丈ケ其意思ヲ酌

酌候事ハ当然之事ナレハ、「大ニ」〔×で抹消〕右之通り好都合ヲ得

候間、御同悦被下度願上候。

小弟之一身上ニ関シ未決之問題有之候ハ、予テ御承了之通り故総長

之意思タル木村家相統ニ関シテハ未タ一モ取極リタル事ナク、営業

ハ会社トナリ、旧昔之事ヲ識ル人ハ一年毎ニ相薄ラキ候ニ付、此際

断然トシテ陸奥伯ニ対シ此処置ヲ請願候処、現主人ハ病氣ニテ此決

断ハ中々容易ニ無之、又伯ニ於テモ主人ニ相談セサルベカラサルニ

付、目下未定中ニ有之候、是カ為ニ家内も非常ニ心痛致シ、季子之

貴地行ニテ留主中ニ如何ナル變動相生シ候ニモ不限ニ付、幾分躊躇

罷在候次第ニ御座候。乍併季子之方本人得心之上ハ、支度彼是之事

共ハ後廻シニ致候共、善ハ急ケ之候令ニモ有之候間、前書ノ通り取

運「可」〔○で抹消〕申候故ニ、本件ニ関シテハ何レ之道其可否ハ

伯爵ニ於テ可被為決次第ナレハ、其決定ニモ猶時日可有之ト奉存候

間、兎ニ角右之通り出立ト相決シタル訳ニ有之候間、御含迄申上候。

一、今回鉾業会社ト相成候ニ付テハ、阿仁青山秀次郎ヨリ保証人依頼

被越候由、同人ニハ差支有之間敷候ヘ共、人之保証人ニハ可相成丈

ケ御断リ之方安全之道ト奉存候。只心付迄ニ申上候。

先ハ取急キ貴報旁申上度如此ニ御座候。乍憚高倉兄其他ヘも宜敷御伝

聲之程奉願候。草々敬具。

四月十一日 弟長七拜

兄松三郎様

尚々乍末筆御令聞ヘ愚妻ヨリ一書可呈筈之処、彼是致候間宜敷御伝ヘ

之程奉願候也。

②明治三十九年四月一二日

木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田区北甲賀町

木村長七

四月十二日

〔櫛型印〕 39. 4. 14

貴地十日付御書辱拜見仕候処、益御健勝之赴敬賀之至奉存候。其後小

弟ヨリ存外之御無音御許容被下度候。

一、喜三郎子ハ目下山口高等商業之試験トシテ日々文部省ニ出掛申候、

大分模様ハ宜敷様子、其成績ハ本月廿四日頃ニ相分り可申、神戸商業之試験ハ来ル十八日之赴ナレハ、其結果ハ本月中ニ相分り可申ト存候。

右ニ付来ル十六日頃当地出發、貴地ニ立歸り、直子ニ神戸ニ参り度本人之望ニ相任可申候間、高倉兄ヘモ可然御伝声被下度候。

一、右山口神戸両校ニ試験ヲ相受候義ハ、一方相損シ候共、必ス一方ニハ及第為致申度心底ニ付、右ニ取計タル次第ナリ。乍併神戸ハ貴地ニ弁利ナレ共、山口ハ不便ナルニ依り、一応貴方ヘ御問合為致タル次第ニ御座候。

一、神戸及山口何レ歟及第之上ハ、其保証人之事ハ取調可申上候間、其結果分り次第相互ニ通知スル事ニ御承了被下度候。

一、季子ハ式学年修業シ三年生ニ入、級長人撰之節ハ三番目ニ被撰、一日モ休学ナク勉勵之由御同悦、且ツ壮健之赴安心仕候。本人ヘ可然御伝声願上候。

一、千代子ハ高等女学校無滞卒業致シ候間、御休意被下度。豊吉、喜代、幸之三人共、学年無滞修業相進ミ候間、是又御休意被下度候。

一、銀五郎氏ハ京都商業四年卒業之由、同校ハ四年ニテ卒業之学年ニ相成、又ハ修業之事ニテ今壹ケ年則五年間ヲ経ザレハ卒業ニ不相成候モノ歟ヲ御伺申度候。

同人ハ貴家之御商業上、上海地方ニ御関係有之候ニ付、三井物産歟又ハ荻野ヘ御依頼可相成御心底之由、然ルニ府立商業卒業生位ニテハ何迄モ子僧シ「視」セラレ、到底出生之道無之奉存候。三井物産ナリ又ハ荻野ヘ御依頼相成候共、官立高等商業卒業生ニ迄不相成候半デハ雇入ニ応シ間敷被相考候間、御参考迄ニ申上候。

一、喜三郎子ハ将来高等商業卒業生トナリ、是二手助ト可相成候銀五

郎氏ナレハ、是非高等商業卒業生ニ迄御仕立相成候得ハ、貴家将来之為御利益可有之歟ニ被相考申候。

一、人間之人生ハ皆天性ニ依ル事ナレハ、大学ヲ卒業候共、我々ニ使役セラレ候ヘ共、若シ大学ヲ卒業セサレハ使役モ六ヶ敷人物ニ可有之哉難計ニ付、青年ニハ可及の高等之学文ヲ進メ、是二天性相加リ候ハ、鬼ニ金棒トモ可申大丈夫ニ有之候間、銀五郎氏モ其例ニ可有候半ト奉存候。

一、拙家普請も追々手初メ可相成、一部之木材ハ日光ヘ注文済跡木積りハ李氏ヘ頼リニ催促中ニ有之候

一、先日商船株（大坂）買入之件申上候処、彼是取紛レ候由、相場モ引上ケ、又金融上モ普請之予備ニ致置可申ト、遂ニ差扣タル次第ナリ。御手数相掛甚恐縮ニ奉存候。

一、当地之金融ハ緩漫ニ付、諸株ハ下落不仕候ヘ共、大坂之金融ハ多望之赴ナレハ、自然諸株ハ下落候哉難計。此場合ハ一寸御知らせ被下度御依頼申上候、尤も今日之金融ハ大坂トナク東京トナク自然平均スヘキ道理ナレ共、未タ幾分片寄り之気味可有之ト存候。

一、大坂株式取引所新株之件拜承、且当地同取引所之増資云々之噂モ有之候ヘ共、一向聞合タル事モ無之ニ付、新株割当テ之事モ不明ニ有之候。鉄道国有ニ付、取引所ハ余程其影響相及シ可申ト奉存候。

一、先日年忌云々ニ付御申越ニ預り、誰ナク操合申度ト存し候処、其儀ニ不至見合候次第ナレハ、不悪御承了之程奉願候。

先ハ御報旁申上度。草々敬具。

四月十二日 弟長七拜

兄松三郎様

③明治三十九年四月一六日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田北甲賀町

木村長七

四月十六日

〔丸一印〕京都39. 4. 17

貴方十四日付玉章辱拜見、当地十二日付書面ニ対シ、早速御答被下難有拜承仕候。猪喜三郎子ハ今夕七時半急行汽車ニテ出発之由、新橋ヨリ發電為致候筈、疾ニ御承了被下タル事ト存候。同人ニ於テハ一生之内目下大切ナル時期ニ有之候ニ付、身体之健全ハ勿論各高等商業之試験ニ及第スヘキ事ニ専ラ相務メヘキ旨嚴敷申入置候。山口ナリ神戸ナリ万々一仕損場合ハ、是非ニ東京ニ於テ及第為致申度奉存候。

一、銀五郎氏之儀ニ付愚見申上候処、子僧ヨリ実地商業ニ従事致度志望之旨、感服之事ニ存候。併シ上海又ハ米国之実業学校ニ於テ相働キ申度志望ハ、御意見之通り内国之事情モ不熟知ニテ一足飛ニ外国ニ參ル事ハ不得策云々ハ、御尤千万ニ奉存候。答者ハ理想的の卒先ニ走り、後日ニ至リ一モ取ル処ナキニ終リ可申ハ世間一般ニテ有之ニ付、注意ヲ要スル事ニ存候、且先書申上候通り、将来貴家之為ニ可相勤人物ニ御座候ハ、高等商業ニ迄相進メ候方御繁榮之基トモ被相考候。乍去身体之健勝ニアラストスレハ考物ナリ、御参考迄ニ申上候。

一、既ニ御通知申上候通号公債證書別紙之通り、小生之持分ハ本日

本銀行ヨリ券面引換ニ正金受入申候、且ツ一月ヨリノ利子壹千円ニ対シ式十円ツ、受取候間、乍序申上候。

一、商船持株廿九円ニテ五十株丈ケ二月頃御取入之由、今日ハ御利潤ニ相成御同慶ナリ、昨今ハ引上ケ候ニ付、後下直之筋御買入之旨御尤ニ奉存候。

一、予テ御通知ノ御年回ハ、元七兄・滝野氏少々不快之為御差扣之処、最早大丈夫ニ全治ニ付、来ル廿三日ニ御勤メ之由、就テハ誰カ出席之義仰被下難有奉存候。殊ニ寄同日前ニ愚妻ト千代同道出向可為致ト存候間、予メ御承了被下度候。何レ碇ト取定メ候上ハ日限等モ可申上候。

先ハ拜報旁申上度、皆様へ宜敷御鶴声被下度候。草々拜具。

四月十六日

兄松三郎様

④明治三十九年四月一七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

京都市神田区北甲賀町

木村長七

四月十七日

〔櫛型印〕京都39. 4. 18 后9—10

拜啓昨十六日付ヲ以貴報旁申上候筈、先着御覽被下候事ト奉存候。

一、喜三郎子ハ予定之通り、本日午前九時半無事着之貴電ニ接シ安心仕候。山口ト神戸何レニ御望有之候哉、相伺申度候。同子ト御相談至急御申越被下度候、本日石井氏共相談致シ、山口神戸両所之同氏懇意之人へ彼是手前勝手之間合致置候間、何ニ御望有之候哉、可及的便宜之取計申上度手筈ニ御座候。

一、来ル廿三日之御年回ニ小弟之代理トシテ愚妻差向、千代女同道為致候事ニ決シ申候。就テハ伊勢ヲ経テ吉野之桜一見致度旨申出候ニ付、明後十九日午前八時最急汽車ニ乗込、名古屋ニテ他線ニ乗換、山田町ニ一泊仕度。而シテ吉野桜一見之上、廿二日夜前ニ貴地ニ着候様致度候ニ付、誰か名古屋迄道案内之者御差出シ被下間敷候哉、此状着次第電信ヲ以御返事被下度、呉々奉願候。

右十九日午前八時之汽車ハ最急直行ニ付、名古屋ニハ午後五時又ハ六時ニ着候半、此処ニ於テ御遣シ候人ト出合、山田町行汽車ニ乗込候事相叶候ハ、幸ヒナレ共、若シ六ヶ敷候ハ、名古屋ニ一泊不止得奉存候。而シテ翌廿日神宮ニ參詣シテ其日之内ニ吉野之方へ參ラレ候哉。土地不案内ニ付小生モ難計ニ付、如此シテ廿三日之御年回ニ間ニ合候哉。若シ間ニ合不申候トキハ、其旨電信ニテ直チニ御知らせ被下度候。

右ハ廿三日之年回相済候後ニテ、吉野・伊勢ニ相廻リ候事順序ニ有之候へ共、廿三日ヲ過キ候節ハ、桜花之落チタル後ニテ残念之事ヲ申居候ニ付、前書之通り日限前ニ參リ度望ニ有之候。

右至急御依頼迄、如此御座候。草々敬具。

四月十七日 弟長七拜

兄松三郎様

【第四卷】

①明治三十九年六月一四日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田北甲賀町

メ 木村長七

六月十四日

〔櫛型印〕 京都39. 6. 15 后9—10

御地昨十三日付ヲ以早速御回報ニ預リ難有拜承仕候、随テ左ニ申上度候。

季子ハ日々通学、此程ヨリハ琴之御稽古御申付之由、追々健ニ生長致し御同慶ニ奉存候。

千代子之件縁談ニ付御賛同ヲ辱し拝謝、来ル十七日ハ良縁吉日ニ有之候間結納之為取換可仕候。乍憚此旨高倉兄・滝野氏へも御伝へ置奉願候。

右結婚迄ニハ衣服其他之支度ニ日間取可申ニ付九月或ハ十一月上旬ニ其式ヲ可相行日取ト被相考候。何レ取定メ候ハ、其前以御通知可申上候。

右衣服染物ニ付別紙之通り乍御手数御願申上度高倉兄へ可然御相談被成下、其商売手ヨリ直接拙家へ返事ト見本相添へ郵送候様御取計之程

願上候。

一、大坂商船株百株買建代金弍千七百六十円ハ何時ニテモ御沙汰次第一銀行当座預ケ入（貴家へ預ケ入）ニ取計受取証可差上候間、左様御承了被下度候。

右御買建之株券ハ拾株券ニ相成候ハ、結構ニ有之候。売人之都合ニテ五株券ニ相成候得ハ不止得候へ共、壹株券之節ハ書換料ヲ会社ニテ支払被下拾株券ニ御引直し奉願候。

右売買仲買人之手数料名義換手数料共御立換払ニ御取計被成下、追テ御清算奉願候。

右ニ要スル別紙委任状壹通并ニ印鑑弍葉共調印之上呈送申上候間御落手可然御取計乍御手数奉願候。

一、古河鋳業会社ヨリ足尾送品代貴家へ送金之手続モ前同様預ケ入トシテ第壹銀行へ振込方ニ関シ一応相話シ可申候。自然一般之手続之方相望候ハ、不止得從來之通りト御承知可被下候。

先ハ御依頼旁呈書仕候。草々敬具。

六月十四日

長七拝

兄松三郎様

侍史

千代女衣服新調振袖并二詰袖

黒紋付 裾模様

色替り紋付 同

右裾模様并二染色之見本共取揃へ、其商売人ヨリ直接拙家へ至急郵送候様御配慮被下度。右見本相撰ミ候節ハ代金等ハ高倉兄君ヨリ御引合被下候ハ、幾分恰好之価ニテ出来可得ト愚考仕候。尤も僅カナル見本

ニテ女共之聞ニ入候哉否哉、彼是右商売人ト往復仕度候間則直接ニ送付候様御願申上候次第ナレハ宜敷御承了奉希候。草々。

六月十四日

②明治三十九年六月二六日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

木村長七

東京市麹町区八重洲町壹丁目壹番地

古河鋳業会社

〔志〇四四番〕

明治廿九年六月廿六日

電話本局

〔志五三〇番〕

〔櫛型印〕京都39・6・27 前7—8

拜啓、梅天之候御障り無御座候哉御伺申上候。陳ハ紋付染物等ニ付御多忙中彼是御手数ヲ煩シ甚恐縮奉謝候。猶女物及男物之染色其他ニ関シ書面ニテハ不分之事モ可有之、又御手数計相煩シ候事ハ恐縮仕候間、来月一二之日頃愚妻立歸リトシテ貴地へ罷出直接ニ御相談之上取極メ申度候間、悉皆商人右日限之頃不在ニ不相成候様御申聞置被下度奉願候。右出向之節御預り之標本帳其他共持參可仕候間夫迄御猶予被下度乍憚高倉兄へモ其旨御申込之程奉願候。

一、大坂商船百株代式千七百六十円也別紙之通第一銀行へ貴殿当座勘定二入金仕候間、御収入被下度奉願候。其他之御立換金ハ小生へ貸之御記帳ニテ御支払奉願候。右御願旁如此ニ御座候。草々敬具。

六月廿六日 長七拜

兄松三郎様

③明治三十九年七月四日 木村元七・松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親披

〔封筒裏〕

東京神田北甲賀町

木村長七

〔橢型印〕京都39. 7. 5 □5—6

貴方去ル三十日御発書辱拜見、行違愚妻出向之処御発電之通り今朝九時愛之助氏ト共ニ無事着仕候間、御休意被下度候。

一、愚妻出向之節ハ御多忙中ヲモ不被為厭種々御高配ニ預リ以御蔭彼是共相整難有仕合御厚礼申上候。猶此上ニ御手数相煩シ候事共不尠ト奉存候。何分ニモ宜敷御依頼申上候。

一、愛之助氏大学競争試験<sub>ア</sub>入学之件ハ夫々相談便宜取計可申候。其結果ハ如何可相成哉、追テ本人ヨリ御通知可申上候。

一、大坂商船株(拾株券九枚五株券貳枚)百株小弟名義換之モノ正ニ落手仕候間御安心被下度候。但新規印鑑式葉ハ本日本社ニ郵送致シ

申候。先日之式葉御返戻被下入手仕候。

先ハ不取敢御厚礼旁拜報迄申上度候。草々敬具。

七月四日

兄 元七様

同 松三郎様

尚々御令聞始メ皆々様并ニ滝野氏へも宜敷御伝声之程奉希候。

④明治三十九年七月二四日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

〔封筒裏〕

七月廿四日

東京神田区北甲賀町

木村長七

〔橢型印〕京都39. 7. 25 □9—10

御書面拜見致候、御尋ねの人名ハ別紙の通りニ御座候、委細ハ御便にて申上候、草々。

七月廿四日 長七

兄松三郎様

⑤明治三十九年八月一六日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

八月十六日

東京市神田区駿河台北甲賀町拾六番地

木村長七

〔櫛型印〕京都39・8・17 后9―10

拜啓、此程ハ殊之外冷気相催候処天候回復残暑甚々敷候処益御健勝敬賀之至奉存候。

主人「古河」虎之助氏ハ来ル九月中旬再ヒ渡米在学之手筈ニテ小田川氏付添出発之予定ニ有之候。其日限ハ未定ニ御座候間相分り候ハ、御通知可申上候。学生之時代ニ候間態々御上京御見送り之事ニモ不相及歟と被相考候。

喜三郎子・季子ハ予定之通り夜ニ腰越ニ安着、日々機嫌克海遊候間御休意被下度候。兩人共来九月一日頃東京ニ罷越同七八日之頃出立為致申度、尤も学校之都合モ間合候処別ニ差支無之由ニ有之候。季子学校之方も九月一日ヨリ通常開校ニ可相成モ、壹式周「週」間ハ何之学校モ半休同様ナレハ、一周間位相遅レ候トモ別ニ成績ニハ相障り申間敷ト奉存候間、前書之通り御承知被下度候。  
小弟ハ不相換多忙之為未夕盛暑中一回モ腰越ニ参り不申、御遠察被下度候。

畑いと女之儀、前書喜三郎・季子之出立ニ際シ相戻し申度候間宜敷御承了被下度、畑氏方へハ此際御話し被下候方可然歟、又ハ右兩人出立ニ際シ俄ニ同道帰京之事ニ致候方可然歟、其辺ハ貴方之御考ニテ宜敷

御取計被下度候。

高倉兄へ対シテハ染物其他万々之御面倒御願申上恐縮ニ奉存候。尊兄ヨリ宜敷御伝声被下度且ツ代呂物代金御立換ニ相成居候事必然ニ付、何卒仰被下度早速送金取計可申候。此義モ御伝声被下度候。

先ハ御無音ヲ拝謝シ申上度如此ニ御座候。草々敬具。

八月十六日

弟長七拜

兄松三郎様

尚々高家御夫婦及高倉兄御夫婦おゑい元次郎両氏都合六名様之足袋之寸法乍御面倒至急御申越之程願上候。

⑥明治三十九年八月二二日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親披

〔封筒裏〕

八月廿二日

東京市神田区駿河台北甲賀町拾六番地

木村長七

〔櫛型印〕39・8・23 前7―8

貴地十八日付御郵書辱拜見、左ニ御報申上度候。

一、呉服代之内金トシテ五六百円本月末ニ高倉ニ送金可然御意思被仰下御深切難有奉存候、兎ニ角月末ニ右金高送付取計申度候間御内含奉願候。



一、日光電気精銅所ハ七月一日ヨリ新設相成タル独立之一ヶ所ニ有之候。所長ハ山口喜三郎ト申人ニ候。但し大谷川之水力ヲ利用シ電機ヲ据付足尾ニ送電スル起業ノ落成ト、電気分銅所之起業落成ト、後日之設計起業等ヲ惣唱シ則前書之如ク日光電気精銅所之所名相成タルモノニ御座候。

一、先頃松年先生之紙本花鳥十式枚、則屏風壹双分買整候処、芝田氏上京之節屏風之下地他ヨリ注文分不用トナリタル分思召ハ如何候哉ノ間ニ答フルニ、上等ニテ備安直ナレハ引受候共不苦候。乍併出来之上ハ当分置場ニ差支候ニ付入用迄預リ呉候様申置候ニ就テハ御寸暇之節右屏風之下地其他共御一覽被成下不都合之モノ無之シテ格好ニ御座候ハ、右十式枚之張方御申付被下度、乍御手数可然御取計奉願候。

先ツ貴酬旁御願迄如此ニ御座候。敬具。

八月廿二日

弟長七拜

兄松三郎様

【第五卷】

①明治四〇年八月二七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

八月廿七日

東京市神田区駿河台北甲賀町拾六番地

木村長七

〔櫛形印〕京都40. 8. 30 后4―5

貴方去廿二日附御発書辱拜見仕候処、益御健勝之赴奉敬賀候。御登京中乍例御構不申上候ニモ不抱、御叮嚀之御辞ニ預リ恐縮ニ奉存候。御留主中之御用相嵩、御繁多之義ト奉察上候。

一、高倉兄ノ病氣モ大ニ良好ニ相向候御様子、誠ニ同悦不過之候。今後共可成氣ニ不掛候様、常ニ安心セラ、ル様、病氣ニ打勝セラ、ル様御伝声被下度、おゑい殿モ助手御骨折之結果大ニ快方ニ相向候由是又御同悦、要スル処前条三ヶ条ト過日御話申上候通り成功候様奉祈入候。

一、吉村千代女安産ニ付、御祝詞被下、難有仕合ニ奉存候。猶引続キ母子共健全ニテ吉村モ廿三日帰宅大悦致居候。明日日命名之上ハ、通知申上候。

一、御登京之際立派ナル御土産ヲ戴キ、下女并ニ書生迄拜戴致し難有御厚礼乍遅延申上候。右拜戴之紹初着ニ染方可然旨、御深切ニ仰被下辱奉存候。丁度宮参リハ裕時節ニ相成可申ニ付、出入之者へ他之品染方申付候由ニ御座候間、左様御承了被下度候。

一、裏地絹之義ハ、高倉へ御依頼被下候由御手数奉謝候。季子着物ハ、其假湯熨斗ノ上仕立上ケ宜敷候由拜承候。

人膽之義御面倒奉謝候。丁度懇意之栄剂師ニ小弟ヨリモ聞糺候所、別ニ利目無之候趣ナレハ御捨被下度候。

一、新聞紙ニテ既ニ御承了被下候半、当地近傍意外之暴雨風ニテ洪水トナリ、四方共汽車不通ニ有之候。併シ古河家關係之小弟ノ末ニ至

ル迄無事、足尾日光ハ多少之被害有之候へ共、事業上毫モ差支無之候間、御休意被下度候。

就テハ喜三郎・季子来ル廿九日帰京之上、三十一日に汽車ニテ出發ノ予想之処、右之通り四方共汽車ノ不通ニ付、右予想之通り参り兼、今日予メ申上兼候へ共、汽車相通シ次第東京ニ呼取千代子ヲ見舞、而シテ東京出發為致可申候間、右様御承了被下度候。

先ハ不取敢拝報旁申上、御令閤へ宜敷御伝声被下度愚妻ヨリモ申出候。敬具。

八月廿七日

長七拜

兄松三郎様

②明治四〇年八月三十一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

東京神田北甲賀町

木村長七

〔櫛型印〕京都40.9.2

貴方廿九日付尊翰辱拝見。過日之暴風雨ニ付、貴地南部ハ浸水流失家屋モ御座候赴、当地之洪水ハ既ニ新聞紙ニテ御覽之通り近年稀ナル事ニ候。併雨量多ク風力左程ニ無之候ニ付、過分之被害無之卜存候。尤未夕引水ニ不相成、今後十日位ハ相掛り候由、浸水地之訳ニ有之候。

一、新小川町ノ安産ニ付、御三方ヨリ御祝物ヲ辱シ候旨、吉村ヨリ聞及ヒ甚恐縮御厚礼申上候。若宮町之上棟式ハ当日暴風雨ニハ候へ共、既ニ支度済ニ付、右ニモ不抱無事ニ其式ヲ了シ候間、御休意被下度何レ落成之上ハ可申上候。

一、喜三郎子ハ今朝十壹時新橋発ニテ山北迄汽車、夫ヨリ步行、小山ヨリ無差支汽車ニテ此書面貴着前御面会親敷当地之模様共、御直聞被下候事ト存候。

右歩行之模様、喜三郎子ヨリ御聞取相成候ハ、御一報被下度候。婦女子ニテモ右步行ニ差支無之候ハ、来ル九月七八日頃銀五郎子ニ同道為致可申候。其場合ニ寄り五郎小山迄同道セシメ候積リニ御座候。

鎔銅所骸炭所共洪水ニ付無差支、併シ火之仕事ニ付前者ハ三日間休止、本日ハ通常ニ復シ申候。足尾其他共支障無之御安神被下度候。

滝野之利子ハ九円ハ間違ニテ毎月六円之旨、御尤ニ拝承仕候。亀之助子学資補助ハ去ル五月ヨリ拾円ツ、滝野へ御渡し被下度候。

季子着物之儀ニ付、過日御申越被下候通り筋消ニテ間合候赴ニ就テハ御染直しニ不及候間、左様御承知被下度。右筋消相成候ハ、其俣当方へ御送附御願申上候。

先者拝報旁申上度、乍末筆御令閤様へ宜敷御鶴声之程愚妻ヨリモ申出候。草々拝具。

八月三十一日

長七拜

兄松三郎様

③明治四〇年九月一七日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

九月十七日

東京市神田区駿河台北甲賀町拾六番地

木村長七

〔櫛型印〕京都40・9・18 后4―5

貴地十二日付御郵書辱ク拜見仕候処、益御健勝之趣奉敬賀候。

電信ヲ以御通知被下候通り季子・銀五郎氏無事帰宅之旨大ニ安心仕候。同人帰途旅費十五円ハ無論小弟ヨリ支払濟之事ニ記帳濟ニ候間、貴方御入金云々ハ御取消被下度候。季子ハ翌日ヨリ通学気丈之由、銀五郎氏ハ早速神戸ニ戻リ勉学之義御同悦ニ奉存候。元七兄引続キ快氣ニ被赴御飯ハ式碗御食用之外牛乳ハ今迄通り之由、例之病氣ニ打勝候事ヲ奉祈候。体温ハ朝夕平均之処時々為御知被下度御依頼申上候。滝野亀之助ハ一時四十度以上ニ熱度相登リ候処入院後退熱、追々快方之由安心仕候。腸チブス者一定ノ經過候ハ、大丈夫之モノナレ共、直リ際食用品之為ニ再発之憂有之、再発之時ハ中々危<sup>マ</sup>駿ニ候間養生第一之大切要件ニ有之候。御注意ヲ乞申候。

愚妻へ宛御懇書辱ク拜読、黒縮緬吾紋羽織ハ高倉へ御托シ被下候由御手数奉謝候。新小川町之若夫婦并ニ子供共障無之御安心被下度候。

先ハ不取敢拜報旁申上度候。乍末筆御令聞様へ宜敷御鶴声被下度愚妻ヨリモ申出候。敬具。

九月十七日 弟長七拜

兄松三郎様

④明治四〇年一〇月二日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

十月二日

東京市神田区駿河台北甲賀町拾六番地

木村長七

〔櫛型印〕京都40・10・3 后8―9

客月廿九日附玉章辱拜見仕候処、益御健勝之赴敬賀此事ニ候。随而小弟方一同無異御休意被下度候。

芝田氏屏風之件ハ、松年絵画ニ仕度候事ハ不向ニ付見合之方可然旨御注意被下御手数奉謝候。仰ニ随ヒ見合可申候間、同氏之方ハ可然御断り置被下度候。但シ別ニ松年絵画ニ出来宜敷モノ御仕立被下候様御配慮之程奉願候。尤も差急キ不申、来年五六月頃ニ出来上リ候ハ、宜敷モノニ御座候。

元七兄ハ続テ快氣ニ相向候赴御同悦ニ奉存候。併体温之三十七度半前後ヲ脱シ不申テハ不宜、三十六度式三分位之平熱ニ復シ候事ヲ祈入候。おゝい殿も続而快復ニ相向候由、氣病ナレハ心ヲ取直し候事出来候上ハ則全治トモ可申、何卒両親之安心相成候様快復祈処ニ御座候。

亀之助之病氣ハ日ヲ経候ハ、大丈夫、快復計ナラス平素ヨリハ却テ丈夫之身体ニ可相成義ニ付暫ク之辛抱肝要ニ奉存候。入院中ハ学資ハ中止候共差支無之卜存候。

喜三郎氏ハ壯健之赴何ヨリ結構御同悦申上候。一生懸命勉強折廻ナリ。銀五郎氏ハ少々病氣之由御多分之事ニハ有之間敷ト存候。喜三郎ニ比シ身体ハ弱キ方ニ被見受候ニ付、禱生上ニハ最モ注意ヲ可要ト奉存候。石燈籠之義ハ御催促被下候由難有奉存候、御多忙中甚々恐縮是非来年山神祭典迄ニハ見合候様御配慮之程奉願候。

諸株式氣配之見込ハ世界一般金融切迫ニ付中々挽回六ヶ敷奉存候、支那之農作大ニ豊穰之様子ナレハ東洋ハ少敷不遠氣配立直リ可申歟、何之日日本ハ世界のト相成候ニ付世界之好況ヲ呈シ不申候内ハ日本モ矢張同様不況ハ難免ト奉存候。御参考迄ニ申上候。

先ハ不取敢拝報旁々、時下折角御自重被遊度御令聞ヘ宜敷御伝声被下度愚妻ヨリモ申出候。草々敬具。

十月二日 弟長七

兄松三郎様

尚々来ル八日岡崎ニ於テ五十年祭御執行ニ付、当地ヨリ古川お清殿・生稻よし子殿・葛西重雄氏・木村市之助氏出向之手筈ニテ、七日ニハ貴地着之予定ニ有之候間、乍序申上候。

⑤明治四〇年一月一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

十一月十一日

〔櫛型印〕京都40・11・12 后8―9

貴地昨日御発書辱拜見仕候処、皆様益御健全之赴奉敬賀候。二二拙方并ニ新宅共一同無異候間、乍憚御休意被下度候。

先日岡崎様年回之節者本邸ヨリ諸氏出京之際ハ土産被下候ニ付、小弟ヨリ伝言候様御通知之通リ拜承仕候。且御申越之通リ過日伊勢路ヲ經テ帰宅之節早速面会仕候処、季子之御尊等も有之ハ近日お清様へ面会可仕ニ付、其節御伝ヘ可申上候。

右岡崎様法会之節者尊兄御出席被遊候哉、小弟之心得迄ニ拜承仕置度御序之節御一報被下度候。

於清様ハ是迄長谷川之性〔姓〕御名乗之処、主人生母之故ヲ以本年二月頃古河家ニ入籍古河性ヲ被名乗、其節披露之祝有之筈之処、足尾暴動事件差起リ遠慮セラレ候処、本月十四日其御祝有之候間御祝品ニ不及奉書之手紙ニテ祝之書面本月十五日附ニテ御差出シ被下候方可然ト存候。

本年ハ北越石油御引受ニ付、彼是之準備之為メ御聞ケ敷云々御尤ニ遠察申上候。益々御繁昌之程奉祈上候。

元七兄病氣ハ快方ニ被為向候赴御同悦千万ニ奉存候。追々之寒氣ニ耐ヘ体温モ平常ニ復シ候様願フ処、是非共病氣ニ打勝本復被成候様真ニ奉祈候。

銀五郎氏御快方ニ候赴此頃ハ神戸地方之温暖之地ニ於テ保養中之由、柔弱之方ニ付別シテ注意云々御尤ニ奉存候。身体ニ相応スヘキ勉強ハ可然ナレト、不相応之強勉ハ大害ヲ醸シ可申、且病氣ヲ自ら製造セサル様御申聞被下度候。

一、欧米之金利引上ケ諸況共悲状ニ有之候ハ、世界一般事業熱之大ニ冷却セシニ依ルモノニ奉存候。丁度日本ニ於ケル本年初春之頃ヨリ今日ニ至ト同様之状況ニ有之候間、来春ニモ入候ハ、幾分挽回可致

歟ニ奉存候。銅之暴落モ右之冷却ヨリ延ヒ来リタル結果ニ御座候間、景氣之回復ト共ニ銅況モ立直リ可申ト奉存候。

一、昨今株式取引之模様ハ欧米其他之悲況ヲ云ヒ尽シタルモノトシテ幾分好況ヲ呈シ候モノ、如ク、相場昇ハ実ニ氣先々々ト操返し候モノニ奉存候、慥ナル株ハ利廻リニ依リ、則金融之模様ニ依リ可申、利廻リ之能キモノハ好況ト不況ニ依リ高下候半歟、則郵船「日本郵船会社」之如キ慥ナルモノハ利廻リニ依リ、紡績株之如キ利廻リ能ク候ヘ共、銀之下落ヨリシテ支那ニ売込困却トナリ、安売ハ其会社之不利ニ付株之下落モ著シク可有之ハ可申上迄モ無御座候ヘ共、目下ハ拵金アレハ買置之時代ト奉存候。

愚妻ヨリ御願申上候羽織云々ハ御手数數相煩シ恐縮ニ奉存候。元次郎様ヨリ既ニ送附呉候様子ニテ御願申上候テ、却テ何等不申上失敬ニ有之旨愚妻申出居候次第、不惡御了承被下度候。

先者御無音ヲ拝謝シ貴答旁如此ニ御座候。敬具。

十一月十一日 長七拜

兄松三郎様

【第六卷】

①大正二年十一月二日 木村松三郎宛木村長七書翰

【封筒表】

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

【封筒裏】

十一月廿一日

東京市牛込区若宮町參拾番地

木村長七

【櫛型印】京都2. 11. 23 前7—8

御地十九日付御懇書辱拜見仕候。随而左ニ御報申上度候。収入印紙五十円也、正ニ入手此代金四十九円也、滝野氏へ相渡候間、御受取被下度候。

滝野氏ハ今夕七時、松井秀吉氏同道新橋發歸途ニ就カレ申候、其旨東町へ直チニ電報仕候間、既ニ御聞及被下候半ト奉存候。且同氏モ無事帰宅之事ト奉存候。

千賀子対神戸戸氏結婚ハ首尾能万事無滞相濟、新夫婦之間柄モ親敷候様子ニ御座候間、御同祝被下度候。

石燈籠ノ件及ヒ朱鯛之儀共委敷滝野氏へ申入置候間、御直聞之程奉願候。

先日滝野氏上京之際、湯波沢山御惠送ニ預リ御礼相忘レ申訳ケ無御座、乍延引御厚情ヲ奉謝候。

先ハ不取敢拝報旁御挨拶迄申上度候。敬具。

十一月廿一日夜 長七拜

兄松三郎様

侍史

②大正二年十一月八日 木村松三郎宛木村長七書翰

【封筒表】

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔櫛型印〕 2. 11. 18 后 10—12

〔封筒裏〕

一月十八日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕 京都 2. 11. 18 后 9—10

貴地十二日十三日御両状難有拝見仕候処、益々御多祥奉賀候。陳ハ電報被下候通り滝野父子予定之通無事着京相成候間、乍延引此段御安意被下度候。其夕二階ヨリ老段丈ケフミハズシ予テ左足ニ痛ヲ生シ、甚々閉口仕候へ共、総テニ対シ一モ不都合ナク相済申候。

十六日ハ予定之通午後三時日比谷太神宮ニ於テ神戸氏ト千賀子之結婚式、双方親類及媒酌人管氏立会之上、無滞其式ヲ挙行相済、夫ヨリ築地精養軒ノ宴会モ無事相済、午後七時新夫婦ハ新婚旅行トシテ鎌倉ニ出立、昨十七日夕神戸氏宅ニ就キ、総テ円満ニ首尾能相整候間、御安意被下度候。

一、猷納石燈籠之義ニ付、委細御申越被下難有拝承。就テハ葛西氏トモ相談之上后便ニ可申上候間、確タル注文方ハ一時御見合置被下度候。

一、聖護院之賄費之件ハ書面貴兄ヨリ御差出シ之事ニ元次郎氏へ御申聞之方、後之為メニ可相成云々御尤ニ存候。小生ハ其積リニ取斗可申候間、御安心被下度候。孝子之経過善良之由大ニ安心仕候。

御立替金ハ本日分ヲ加へ三、四十円位ニ可有之モ、何レ年末決算ヲ

以仰可被下旨委細拝承仕候。朱鯛之件及證券印紙之件共、后便ニ可申上候。

先ハ不取敢拝報旁々如此ニ御座候。拜具。

十一月十八日夜 長七

兄松三郎様

侍史

③大正二年二月六日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

十二月六日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕 京都 2. 12. 7 后 9—10

拝復、時下初冬之候益御多祥奉賀候。陳ハ貴方三日付玉章辱拝見、随而左ニ申上度候。

千賀子婚儀ノ件ハ滝野氏ヨリ既ニ御聞上被下候ニ付、委細ハ省略仕候。其後夫婦之間柄モ睦ま敷様子ニ御座候間、御休神被下度候。滝野氏之足痛モ漸次相直リ壯健之由安心仕候。

石燈籠之件、種々御世話ニ預リ難有多謝此事ニ候。御加封之函面并ニ見積書等早速葛西氏ニ相談致候処、平安宮形ハ取消、右函面及見積書

之通御注文申上候事ニ相決シ候間、早々御申付之程奉願候。

右図面并ニ見積書ハ御預リ申上置候、併シ御入用ナレハ早速御返送取斗可申候。

一、グジ魚味噌漬滝野氏ヲ以御注文申上候処、御承諾被下難有御礼申上候。御記載之通り数丈ケ御願申上候。尤モ御都合ニ寄り惣数ノ内

二度ニテモ三度ニテモ御積送り奉願候。

一、孝子女退院後経過宜敷候段、御同慶ニ奉存候。

一、元次郎氏方へ御買物代廿八円十八錢ハ御立換払被下候由、難有奉存候。然ルニ右代金式反ノ内壺反ハ御返戻申上候旨愚妻ヨリ申出、

其旨御通知申上候由、同氏ニ於テ取調呉候様御申入之程奉願候。但

シ御多忙之御中故、此事ニ関シテハ同氏ヨリ直接当方へ通知候様是

又御申入被下度御依頼申上候。

先ハ拝報旁御依頼迄如此ニ御座候。拜具。

十二月六日夜 長七拜

兄松三郎様

④大正二年二月二〇日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔櫛型印〕 12. 21 前0—7

〔封筒裏〕

十二月廿日

封

京都市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕 京都2. 12. 22

尚々豊吉東京出生日限定メ次第可申上候。但シ季女来ル廿五日学校休暇相成候迄ニハ、必ス岡山ノ用ヲ済セ同女ノ出迎御取斗可申、本人へモ御申聞ヲ乞候。

拜啓、時下俄ニ寒氣相慕候処、益御多祥之段奉賀候。陳ハ貴地去ル十二日、十九日付之玉章辱拜見、隨而取縮左ニ申上度候。

一、朱鯛廿個ハ御案内被下候通り無事着。早速夫々分配仕候処、何方モ氣受宜敷、且ツ右之内壺個ハ御惠送被下候赴、難有御礼申上候。

早速家族ト共ニ拜味仕候処、美味相感御厚情之段奉謝候。合計代金七十円四十錢也、借記帳仕候間御承了奉願候。

一、年始ノ所名ハ取調之上別段ハ御返送可申上候。

一、季女迎之人おえん様御付添可被下難有奉存候。然ル所豊吉ハ学校之方休暇ニ相成候二付、岡山市之方種々世話相受候モノ其俣ニ経過候二付、此際礼ト挨拶ヲ兼出張為致候二付、其帰途ニ季女同道為致候方双方之好都合ニ御座候間、おえんさん之方一時御断リ被下候様御願申上候。

一、石燈籠ノ件御承了被下難有奉存候。火袋ハ式方ニテ宜敷、紋之方ハ日月へ御注文之御取付被下度候。猶総テ御地ニ於テ可然御取斗奉希候。

一、今般小生は古河合名会社ノ代表社員及理事長ヲ辞職仕候二付御承了被下度候。右ニ付平和之引継万事ニ付非常ニ取込居候二付、遂ニ御無音ニ相涉リ申訳ケ無之候。委細之事情ハ追々可申上モ不取敢御

封

案内申上候。

月迫ニ相及嘸御繁用ト奉存候。小生モ本文之通りニ付猶彼是繁多ヲ相極メ居候次第ニ御座候。

先ハ拝報迄申上度候。草々敬具。

十二月廿日夜十一時 長七拝

兄松三郎様

侍史

⑤大正二年二月二十六日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

十二月廿六日

京都市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔橢型印〕京都2. 12. 28 前0—7

貴地廿二日付玉章辱ク拜見、随而左ニ申上度候。

一、季女并ニ富山えん子同道予定之時刻無事着之旨、乍延引電信申上候筈ニ御座候。何歟頂戴之品有之候由季女ヨリ承り候ニ付、后便愚妻ヨリ御挨拶申上度御礼申上候。

一、古河会社辞職ニ付御心配被下御厚情奉多謝候。別段之異儀無之相応之年齡ニ相成候ニ付、后進者之道ヲ開ク之一点ニ有之候。則時事

切抜之通ニ御座候。且小生ハ古河家顧問ト相成候ニ付益々其任ハ重キモノニ御座候。併シ常務ニハ相放レタル次第ニ御座候。

来一月早々ニ御都合ニ依リ御上京可被遊旨御待受申上候。其節前項之顛末詳細申上度存奉候。

豊吉ハ年内ニ岡山ニ参リ同地之挨拶ヲ為済押詰リ帰宅致度云々申居候。先ハ不取敢申上度候。草々。

十二月廿六日夜 長七

兄松三郎様

⑥大正三年一月九日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

一月九日

京都市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔橢型印〕京都3. 1. 10 后10—12

拜啓、陳ハ昨日ハ電信ヲ以テ無事御帰宅之御報ニ預リ大ニ安心仕候。猶八日付御懇書ヲ辱シ、暫時之御滞京中乍例何等之御風情モ無御座恐縮之外無之候。然ルニ却テ御叮嚀ナル御挨拶ニ預リ恐入申候。御乗込之際取調方小生之不都合、且ツハ時事新聞ニモ正月之事ニテ時間表記載無之相誤候段御許容被下度候。彼是御掛念被下候事ハ御無用ニ被下



候様御願申上候。御不在中ハ御用向ニ別段御差支無之候赴安堵仕候。  
季女ヘモ宜敷御伝声給度候。

一月十五日ニハ古河主人「虎之助」帰京之筈、廿五日ハ結婚先之約束有之、加ルニ諏訪町木村家之結婚式日限未夕不明、彼是之為旅行致候ニ切レ々々ト相成、又二月十四日ハ法宮致度、旁二月十四日已後ナレハ都合宜敷奉存候。御含迄ニ申上候。何レモ時期ハ御相談申上度御繰合之程奉願候。

先ハ御報旁御挨拶迄如此ニ御座候。敬具。

一月九日夜 長七

兄松三郎様

尚々、乍末筆おせき様へ宜敷御鶴声之程奉希候、

### 【第七卷】

①大正三年六月一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

京都市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛形印〕「京都3. 6. 2 前11—12

御地五月廿八九日付玉章辱拜見、随而左之御報申上度候。

一、日本石油会社秋田五号井、日産壹万石出油之件ハ大評判ニテ、世界ニモ如此日産之例ハ無之云々、今日世界海軍界ハ何レモ石油之「運」〔抹消〕働力ニ依頼スルノ流行ト相成、日本海軍ニ於テモ石油ハ非常ナル喜悦ニ可有之候。株式取引所ハ同株之大暴騰ニ対シ売買上非常之混雜ニ有之、期スル處何レニ相成候哉。  
同社ノ催ニ係ル博覧会觀覽旁、東京ニ於テ来ル六日大会帝國座へ、七日ハ兩國福井樓へ招待、石油産地ニ出向之人々ハ汽車賃ヲ供スル由、右ニ付銀五郎氏代理トシテ御上京之旨委細拜承。面会之上ハ便宜取斗可申候間御安心被下度候。

一、季女ハ桃山東陵へ参拜候由、新聞紙上写真ニテ一見仕候。

一、為換「為替」手形ハ御落手被下候由、安心仕候。

一、石燈籠ハ二つ井駅ニ無事着之案内有之、御休意被下度候。

一、実ニ乍御厄介御願申上度件相生シ、御伺申上候。

栖鳳「竹内栖鳳」

奉拳「山元春拳カ」

一、内巻人之絵画ニ有之候尺八ニテ壹幅ニテモ式幅対ニテモ、或ハ三幅対ニテモ宜敷、価ハ七百円迄差出シ可申トノ事ニ御座候。右之画ハ近藤理事長目黒地方ニ家屋新築出来、来ル九日頃右祝トシテ招待可有之ニ付、其際右之品ヲ重役始メ役員一同ヨリ祝物トシテ相送り申度希望ニテ、近藤氏モ之レヲ相望ミ被居候ニ付、栖鳳ナレハ「二分」〔抹消〕充分ニテ、尺八壹幅ニテモ宜敷トノ事ニ御座候へ共、同先生ハ右壹幅ノ価七百円ヲ画料ニ差出し候共、中々九日迄ニ難出来モノトノ評ニ有之、果シテ然ハ不止得見合、其代り奉拳先生ニ依頼シ、尺八式幅対或ハ三幅対ヲ注文シ之レニ七百円ヲ呈上スル事ニ致候テモ宜敷、又ハ壹幅ニテモ非常ノ宜敷モノ御出来被下候ハ、

夫ニテモ宜敷ト之事ニ御座候間、御多忙中御迷惑トハ存候へ共、芝田ナリ其他別懇之人御撰御「注文」(抹消)掛合ノ御返事被下候ハ、無上之仕合ニ奉存候。之レヨリ先右両先生へ対シ東京ノ或ル方面ヨリ依頼相試タルニ、判然タル様子相分り不申候赴ニ付、無止小生へ依頼申込来リタル次第ニ御座候。

右様之事情ニ付、他ヨリハ出来難キモノ尊兄ノ御尽力ニ依リ之レカ相整候ハ、小生之面目ニモ御座候間、何分御高配之程奉希候。先ハ御報旁御依頼迄如此ニ御座候。敬具。

六月一日 長七拜

兄松三郎様

貴下

②大正三年六月一三日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

六月十三日

東京牛込若宮町

木村長七

〔櫛形印〕京都3・6・14 前11―12

拜啓、時下梅雨之候益々御清康奉賀候。陳ハ此程芝田氏上京面会栖鳳画之件相談致候処、尺五ニテ秋之山水巻幅代価三百五十円之由、帰宅

早々相送り候様依頼仕置候。一覽之上氣ニ入候ハ、相求メ可申、又氣入不申候トキハ早々返戻ノ筈ニ御座候間、御含メ置被下度候。且直入山水持参ニ付、小生他ニ返札ニ進上用ニ付、買求メ代金式百円也相渡可申候處、本日出立之旨電話有之候間、銀五郎氏帰京之節為替取組相渡し可申候付、是又御含被下度候。

過日両国美術倶楽部入札之結果壹幅ハ取入候由、目下御地へ鑑定之為メ差出し候由、本日聞込申候。併シ之カ近藤氏氣ニ入候哉不明ニテ、且ツハ予定之金高ニハ不相成候ニ付、旁々芝田氏之栖鳳ヲ一見仕度次第ニ御座候。

一、本日天皇皇后両陛下御發輦、伏見東陵へ御拝参、殊ニ天氣宜敷好御都合ニ奉存候。貴地ハ嘸御多忙之御事ト奉存候。

一、銀五郎氏日本石油大会ニ出席セラレ、秋田憤「噴」油所巡覽之積リニ候處、只評判ヨリハ実地ニ臨ミ見ル所尠ナク夫ヨリハ越国之製油事業其他ヲ実見スル方利益可有之ニ決シ出張中ニテ、帰路ニハ再ヒ上京ノ望ニ御座候。一両日ニハ帰京出立之節ハ前書式百円分御預リノ株券持参相願可申候間、左様御承了奉願上候。

一、瀧野愛之助氏迎嫁之様子ニテ洋行之件実行六ヶ敷候ハ、既二年頃経過之今日迎嫁ハ至極之事ニ存候。右用取極メ相成候ハ、何歎祝物差上度何品ナリ共望之品相送り申度、一応御開合御寸暇之節御返事被下度様願上候。先ハ御無音御詫旁申上度如此ニ御座候。敬具。

六月十三日 長七拜

兄松三郎様

尚々小生ハ古河主人之代理トシテ九州工科大学ノ初卒業式参列之為メ、七月五日ニ開式之間ニ合候様東京出立之積リ、御見物旁御寸暇ナレハ御同道仕度、御都合如何候哉御伺申上候。

③大正三年六月二〇日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

六月九日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛形印〕京都3. 6. 22. 前7—8

拜復、貴地十七日付玉章辱拜見、随而左ニ御報申上度候。

一、愚妻服〔腹〕痛ニ付御見舞ニ預リ難有奉謝候。氣候之為メ坎神經

痛相發候へ共、時今大二快方ニ相向候間御休意被下度候。

一、芝田氏へ御面会被下候処、過日話之栖鳳ハ既ニ他ニ壳却濟之旨無

拋奉存候。此上ハ貴意之通春拳へ注文之外無之事ヲ注文主へ電話掛

合候處、承知之返答有之候ニ付、直チニ同先生へ御注文被下度、

則

春拳先生尺八式幅対

但春秋山水密画

右巻幅ノ画料式百円トシテ四百円之外、金揮表装代式重箱入等ニテ七

十円位ニ可相成旨注文先へ申入候處、有志集金四百余円程ト相成少々

閉口之旨申出御座候ニ付テハ、対幅ニテ三百五十円ヲ以同先生需メニ

応シ呉申間敷候哉。左スレハ表装式重箱等ニテ四百廿円ト相成尤モ好

都合ニ存候。乍併僅ニ五十円之違ニテ画面不面白候ハ、無摺、対幅ニ

テ四百円迄ハ差出し可申候間、乍御手数一応御掛合御返事被下度候。

右ハ九月之末頃新築祝ニ付一同招待相受候節、近藤氏へ差上申度ニ付、

画代〔割注〕「代金ニハ無之候」ヲ記し度候間、御申越之程奉願候。

且箱之上書同先生へ御依頼被下度候。右之画料ハ彼是取極リ次第現金

相送候共宜敷是又御申越候程希上候。

一、秋田憤「噴」油ニ付、日本石油株騰貴ハ一時之人氣尤之事ニ奉存

候。併し製油スル迄ニハ中々時日ヲ要し、斯經營ニ付非難之事モ尤

ニ存候間、取入モ可然歎其時機ハ遠キモノト奉存候。

先ハ御報旁御願迄如此ニ御座候。敬具。

六月廿日夜

兄松三郎様

尚々銀五郎氏へ宜敷御伝声之程奉希候。

④大正三年七月一九日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒裏〕

京都市二条通境町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

七月十九日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛形印〕京都3. 7. 20. 前11—12

拜啓、時下暑氣ハ愈々本陽氣トナリ中々難凌相成来り候處、益々御清

祥奉賀候。陳ハ御地十五日十六日(割注)「兩通ナリ」十八日付之玉章辱拜見。随而左ニ御報申上度候。

一、季女并ニ誠一婦京無事着之旨御承了被下辱奉存候。其節ハ御珍ら敷小華苞箱御菓子被下早速賞味仕候。愚妻も殊之外悦ヒ居候。此段御厚礼申上候。且誠一ハ銀五郎氏之御案内ニ預リ暫時之内ニ大略見物大ニ悦ヒ居候。乍憚同氏へ宜敷御伝声之程奉願候。

一、尊兄富士御登山之御計畫拜承、誠ニ面白キ御事ト御賛成申上候。殊ニ其御盛ナル御勇氣大ニ相感申候。一寸医師へ聞合候処、二才之小児八十之老人モ壯健ナレハ登山之人不尠候赴ニ御座候。但脚氣症之人心臟疾之人ハ不宜候トノ事ニ御座候。小生并ニ忤豊吉モ殊ニ寄り参リ申度候へ共、愚妻病氣之都合モアリ、且何日頃ナル哉一心御伺申上候。

一、腰越別宅留守人之義ニ付種々御心配被下、御深切ノ段御厚礼申上候。昨日同所ヨリ林精一郎参リ、聞ク処ニ依レハ先約之者は断然相断リ、其代リ五十二才之父廿二才之娘兩人同所近在ニテ慥ナル者見出し試用候処、兩人共正直に相働キ候に付、留守番ニ雇入可然申出ニ付、之レニ応シ候ニ付、折角御深切ニ仰被下候へ共、右之次第ニ付不悪御賢承之程奉願候。但本人之通リ試用中之事通知無之為メ、甚々御手数相掛ケ恐縮ニ奉存候。

一、愚妻其後之容体益々善良ニ御座候間、幾分之日ヲ経候ハ、起床ヲ脱シ全快可仕候間御安心被下度、先ハ御報旁御礼申上度如此ニ御座候。敬具。

七月十九日

長七拜

兄松三郎様

⑤大正三年七月三十一日 木村松三郎宛木村長七文書

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

七月三十一日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛形印〕京都3. 8. 1 前11—12

貴方廿八日三十日付玉章辱ク拜見仕候処、引続キ暑熱甚々敷候処益御健祥之段奉賀候。随而左ニ取縮御回答申上候。

一、昨日医博士来診之所、容体益々好良ノ上床上ニテ讀書并ニ静ニ室内之運動差許呉候間、不日庭園之運動ニモ差支有之間敷、然ル上ハ転地静養之積リニ御座候間、乍憚御休易被下度候。

右ニ付無理致候ハ、来月六日夕八時十式分御殿場貴意ニ間ニ合可申ト奉存候へ共、留守中愚妻ニ諸事相任セ候迄ニハ難至トモ被相考候間、御同道相願候事ハ御見合被下度モノト御決心被成下度、然シテ御登山之際ハ充分御注意御壯健ニテ御下山之程奉祈候。

右之通リ御決心相願置、愚妻之容体ニ依リ登山相叶ヒ候トキハ電報可申上候。此電報ヲ発シ候トキハ小生及豊吉青山氏等ハ甲府口ヨリ相登リ吉田口ニテ御面会候様可致候哉難斗候。又東京天文台ニ天氣ノ予報聞合ノ上ニ決シ度ト奉存候。且登山之節、其支度用意等ニ付御詳報被下辱奉存候。

一、木村元次郎氏突然上京委細聞上候処、廿八日玉章ヨリ先方一層嚴談有之候為メニ不止得上京之旨拜承仕候ト同時ニ、三十日付之玉章郵達拜見候ニ同氏ヨリ申込タルト同意味ニ御座候。就テハ直チニ金操之上承諾ニモ相成兼候間、兎二角大正博覧會ハ本日限ニ付、豊吉案内セシメ、夜汽車ノ勞レモ可有之モ直チニ差向ケ申候。同氏ニ対シ金九千円也、広海氏ト同条件ヲ以貸付候事ハ勿論ニ候ヘ共、親類之中ニ於テハ貸付期限ニ至リ催促ニモ不相成、甚々利目無之二付、慥ナル能キ御考ハ無之候哉御伺申上度候。

或ル一法トシテ、小生ヨリ九千円ヲ出シ、是ヲ慥ナル銀行ニ預ケ、銀行ハ元次郎氏ニ対シ広海氏同様ノ条件ニテ貸附候事ハ如何ノモノ歟。

第式法トシテハ、小生ヨリ九千円ヲ出し、是ヲ尊兄及小生両君之貸付トシテ広海氏ノ同条件ニテ満二ヶ年貸付候テハ如何候哉。

第一法ノ銀行ヘ預ケ金ハ年利六朱、又ハ六朱半位ト存候。貸付ハ年壹割位ニ可有之歟、則チ三朱半又ハ四朱ハ銀行ニテ取扱候次第ニ御座候。

第式法ニ於テハ小生方、年八朱ニテ宜敷候。則高倉ヲ助ケ候為メニ貸付之利子高ハ不面目候ニ付、甚々迷惑ニハ候ヘ共助ケ候為メ二年八朱ト覚悟可仕候。

右之次第ハ元次郎氏委細申聞候ヘ共貴方ニテ第一第二法ノ御決体相成次第電報被下候ハ、直チニ尊兄ヘ送金取斗可申候間、左様御承了被下度候。

一、富山おえんさんヨリ御心付之件ハ慥ニ拜承仕候。小川金次郎氏ニ対シテハ決シテ油断不仕候間御安心被下度候。乍併目下大津之実家ニ居ル某子息中学卒業後早稲田ノ工科大学ニ入学中之由ナルニ、実

養両家共学費ニ窮シ候赴ニテ、実情ニ御座候ハ、古河家之關係モ有之、右卒業迄小生ヨリ学資ヲ与候。成功為致遣し申度、旁々其履歴書之必要相生し候次第ニ御座候。

一、祇園御祭礼ニテ御賑々敷候由、何ナリ共人氣引立、此不況之場合ノ回復候様祈ル處ニ御座候。此頃ハ塙塞兩國ノ開戦ニテ世界之人氣一層不況ト相成、御同困此事ニ奉存候。

先ハ不取敢御回答旁如此ニ御座候。敬具。

七月三十一日

長七拜

兄松三郎様

待使

### 【第八卷】

①(年代不明)十月二十九日 木村松三郎宛木村米子書翰

毎々御多用中お手数相願何共御申譯なく候、只今御送附被下候飯茶碗四揃及豆平糖六個外ニ吉富及祥萬書付無事着致。右品ニテ結構ニ御座候。早速持參致可候。有難御礼申上候。御拂方何分御願申上候。滞居中御依頼申上候松茸、宅及両家ヘ迄此分頂戴致候との事、却て恐入申候。御礼申上候。其後孝子様ハ快方ニ御向候よし、御大切ニ被遊度、御ついてニ御つたへ被下度候。誠ニ安心悦居候。此程御新せき様より御丁寧なる御状賜り恐入候。よろしく御つたへ願上候。季ちゃんニも日々通学御障りなきよし御同慶申上候。猶先日御所柿、一昨日吉富主人上京との事ニテ手紙付ぐじ届被下、恐ながら御ついても御座候ハバよろしく御つたへ頂き度候。吉村本部よりも常々御無沙汰のミ御口上頂き恐入申候。先ハ取あへず御礼御返事迄申上候。

可し。

十月二十九日

米子

御兄上様

尚々昨夜元次郎様へ御はかき申上、御送附被下候品ニ付御届頂きて大ニ都合よろしく御手数よろしく願上候。此御書付命之俣御戻し申上候。

②大正二年八月八日 木村松三郎宛木村長七文書

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔封筒裏〕

八月八日

京都市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕京都2. 8. 10

貴地本月三日付懇書ヲ以詳細之御報ニ預リ、逸々難有拜承仕候。御繁多之御中甚々恐縮ニ奉存候。随而当方ヨリ不取敢はかきヲ以鰈之届キタル事、種油代為替送金之件御通知申上候筈ナレハ、疾ニ御承了被下候事ト奉存候。松葉鰈ハ売品有之候節ニテ宜敷尤も過日頂戴之節結構ニ有之候間、別懇之先へ送り上度迄之事ニ御座候。塩からき御事御覚悟ニ有之候。

一、御立替金勘定ハ六月尻ニ於テ過上ニ相成候旨安心仕候。不足之場

合ハ早速御知らセ被下度候。

一、高倉之件元次郎氏御取糺し之所、滝野之書面ハ御想像之通り已前之事ニテ内縁之妻参り候後ニハ左様之事ハ無御座候由、大ニ安心仕候。併し猶内密御取調之旨御尤ニ存候。

一、呉服商ハ輸出生糸ノ騰貴ニテ織元モ不容易、内地之状況ハ諸株式暴落大ニ不振ニ加ルニ、世界之金融ハ切迫利子高ニテ不景氣ヲ相唱候、旁々呉服取引ハ甚々危険之事共多く、遂ニ不引合掛売損トナリ可申敷ニ存し候間、御注意之程願上候。兎ニ角本人自身自力之道相立候事ヨリ外致方無御座候。

銀五郎氏ハ目下身体慥ニナリ、九十月頃迄静養之上冬之御多忙期ニハ婦店手伝候旨被申来候由、先以御同悦ニ奉存候。

一、阿仁御送付之種油代之件ハ既ニ用済ト存候間、委細省略仕候。併し今後如斯之事モ御座候節ハ調度係湯川兼吉氏へ御催促被下候ハ、事速ニ相運ヒ可申候間、御含込ニ申上候。

一、滝野亀之助ハ西部鉱業所ニ転勤ニ可相成都合ニテ、来ル十七八日頃当地出発之積リニ有之候。之レハ木村利吉氏之代リニ有之候。木村氏ハ足尾ニ転勤ノ都合ニ御座候。両氏共好都合之人撰ナレハ御案事被下間敷候。且ツ千賀子縁談之件モ亀之助在京中ニ取極メ相成候様目下取運中ニ御座候。先ハ乍遅延拜報旁重復ニ相成候モノハ御推覧奉願候。草々敬具。

八月八日夜 長七拜

兄松三郎様

尚々愚妻并ニ季子ヨリ宜敷申上呉候様申し出候。於せき様へモ宜敷御鶴声同様願上候。

③大正二年八月二〇日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔櫛型印〕牛込 2. 8. 21

八月廿日

〔封筒裏〕

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕京都 2. 8. 22

貴地十八日付御懇書辱拜見、昨今朝夕幾分凌能相成候へ共、日中ハ暑氣酷敷益御清福奉賀上候。随而取縮左ニ申上度候。

一、神戸氏对千賀子縁談之件ハ再三亀之助ヨリ東町へ通知之筈ニ付御直聞被下候哉御伺申上候。右ニ付紹介者ニ於テ一生之取極メニ写真結婚ハ後日故障相起リ候テハ不面白ニ付、手輕ニ見会可然トノ事ニ付、昨日亀之助ヨリ見会之為メ千賀子出京セヨトノ電報ヲ発シ候処、只今ニ（廿日夜十時迄）至ルモ返電無之、甚々床ケ敷相待申居候。右之結婚ニ付第一ニ必要ナルハ金子ニ有之候。先ツ支度ヨリ婚禮之諸費込約五百円位ニ打切り節約致候ハ、大概相賄ヒ可申見込ニ付テハ、滝野ヨリ借用金申出有之不止得用立可申ト奉存候間、其旨同人へ御申聞被下度候。亀之助ハ南部鋳業所ニ転勤日限ハ彼は延引之処、右之縁談之為メ又々引延し申候。就テハ季女婦京ニ同道為致可申候。何日迄ニ貴地ニ帰宅候ハ、御都合宜敷候哉、早々御返事被下度候。

先ハ不取敢御伺旁申上度如此ニ御座候。拜具。

八月廿日夜 長七拜

兄松三郎様

侍史

尚々愛之助ハ親父同道出雲へ出向之由拜承仕候。岩城氏之悻竹次郎氏昨日迄拙宅ニ滞在中義一郎ヲシテ諸々案内取計申候。右竹次郎氏ハ昨日叔母之方へ参リ候へ共、又々帰宅之節ハ（京都へ）拙宅へ参リ可申ト奉存候。

東町ハ千賀子上京之節ニ同道被致候テハ如何候哉、愈々双方之縁談相纏リ候ハ、種々之相談も有之、支度万端彼是取極メ之必要可有之ト存候。本人之意思御聞合被下候様乍御手数願上候。依之亀之助之名ヲ以今夜電信ヲ発シタル次第御承知被下度候。

④大正二年八月三十一日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔櫛型印〕 2. 8. 31 后 10—12

〔封筒裏〕

八月三十一日夜

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕京都 2. 9. 1 后 8—10

貴地廿九日付はかき御懇書三十日辱拜見仕候処、暴風雨ニ付御見舞ニ預リ御深切多謝此事ニ奉存候。昨夜滝野氏并ニ千賀子ト共ニ季女同伴出発、今朝無事安着之御電報被下難有安心仕候。就テハ当地暴風雨之現状其他共既ニ御直間被下候事ト省略御許被下度候。其際貴地ハ平穩之赴キ好都合ニ奉存候。足尾ヲ始メ東北各山之被害ハ多少難免候へ共多分之事ニハ無御座、御案事被下間敷候。

一、岩城竹次郎子ハ既ニ御面話被下候事ト存シ文略仕候。同人及其父ヨリモ謝状参リ居外ニ返事モ未タ差出し不申、御面会之節ハ可然御伝へ願上候。

一、千賀子対神戸氏縁談之件ハ拙宅ニ於テ見合モ無滞相済、然ル後本人互之約得及双方親々親類之方共無故障ナキヲ以愈々吉日を撰定、則昨三十日ヲ以結納之式相整候ニ付、其日之夕七時新橋ヲ発シタル次第二テ、僅カ九日間滞在中ニ右之通り相整候事ハ日出度次第二奉存候。詳細ハ滝野氏并ニ千賀子ヨリ御直聞之程奉願候。右ニ付季女之出足モ延期ニ相及申候、然シ本人ハ却テ仕合ニ思ヒ居候半ト存候。本日一日ヲ休ミ明九月一日ヨリ通学之事ニテ之レ又都合相叶候哉ニ奉存候。

一 神戸氏ハ立派之人物ニテ殊ニ商業学士之士格有之、前途有望之人物ニ可有之歟、当分ハ薄給ニ付其妻タル千賀子ハ中々骨折可申モ、前途之幸福ハ無疑奉存候。且ツ婚儀ハ十一月中ニ執行之筈ニテ滝野ニ於テ其日限ハ撰定之筈ニ打合相成居候。

一 季女ヨリ学校へ差出シ可申書面ハ各別ニ記載之上相渡申候ニ付、御覽之上学校へ御差出し可被下候。且ツ同人へ小弟之心付タル尊兄ノ長命保養法ニ付、無包蔵相認メ候モノ相渡置候ニ付、御寸暇之節御笑覧被下候様願上候。

一 先日御上京ノ節御嚙有之候安全剃刀（米国特許品）壹恬働壹錢ニテ御壳渡申上候間御承知被下度、右壹錢ハ季女ヨリ立換ニテ受取候間、同人へ御支拂被下度候。御用ヒ之方法ハ紙箱中之小書籍ニ記載有之候間、御怪我ナキ様便利に御使用被下度候。

一 後ヨリ御送り候柳合利壹個ハ其中之品物ハ他ニ皆這入候ニ付、右小合利丈ケ相残り居候間、追テ御送り可申候。先ハ拝報旁申上度候。草々頓首。

八月三十一日夜 長七拜

兄松三郎様

尚々滝野亀之助ハ廿九日夕七時新橋ヲ発シ候ニ付、翌日ハ貴地ニ御伺申上候半ト存候。殊之外延引致候為メ取急キ九州炭山へ赴任致候次第ニ御座候。

⑤大正二年九月八日 木村松三郎宛木村長七書翰

〔封筒表〕

京都市二条通堺町西江入

木村松三郎様

親展

〔櫛型印〕 2. 9. 8 后10—12

〔封筒裏〕

九月八日

東京市牛込区若宮町参拾番地

木村長七

〔櫛型印〕 2. 9. □



理照第三号

聖上陛下

予テ日光精銅所ニ 御臨幸ノ御内儀有之候処、愈々今六日午前拾時半伏見宮殿下御陪乗田母澤御用邸御出門、全拾一時五分精銅所御着輦、社長ノ先導ニテ 便殿ニ入御、社長近藤岡崎両理事及小職ニ拝謁御付ケラレ精銅所、足尾、横濱電線製造株式会社製品、標本、写真等天覧、御小憩ノ後工場特ニ第二分銅鑿煉銅、展延、製線及銅條ノ諸工場ノ操業御巡覧、種々御下問アリ近藤理事ヨリ栃木県知事ヲ經テ委曲答奏スル所アリ、御昼餐ノ御小憩、午後一時半龍顏麗シク還御遊ハサレタリ。

右ハ当社至大ノ光榮ニシテ 聖思優渥洵ニ感佩ニ堪エス、職ヲ当社ニ奉スル者益々励精努、以テ 聖旨ニ報キサル可カラサル儀ト存候、仍テ次第通報ノ上御同慶ヲ祈り候。

大正二年九月六日

理事長 木村長七

所長殿

理照第四号

聖上陛下

六日精銅所ニ行幸アラセラレシ次第ハ理照第三号ヲ以テ御通報申上置候処、尚ホ又同報ニ至リ俄然更ニ翌七日ヲ以テ 皇后陛下行啓アラセラル、旨ノ御沙汰ニ接シタリ。

皇后陛下ニハ七日午前九時半田母澤御用邸御出門、同九時五拾五分精

銅所御着輦、社長ノ先導ニテ 便殿ニ入御、社長近藤岡崎両理事及小職ニ拝謁御付ケラレ、前日ノ通り製品、標本、写真等ノ御覧、各工場ノ操業ノ御巡覧アリテ、更ニ 便殿ニ御少憩、社長近藤岡崎両理事鈴木所長及小職ニ御菓子ノ御下賜アリ。御機嫌麗ハシク同十一時半還御遊ハサレタリ。尚ホ御還啓後、御用邸ニ於テ社長夫人ニ御内謁ヲ賜ハリ、且御下賜品アリタリ。

右

聖上皇后両陛下ノ引續キ同一工場ニ行幸啓アラセラル、如キハ洵ニ空前ノ事ニシテ、当社ノ光榮ノ至大ナルハ申ス迄モ無之、此浩大無辺ノ 聖恩ニ報ユルノ途ハ、敢ニ当社ニ奉スル者協心同力益々社運ノ隆盛ヲ図ルヨリ外ナキ儀ト存候。仍テ右通報ト共ニ重ネテ御同慶ヲ祈り候。

大正二年九月八日

理事長 木村長七

所長殿